

会 議 の 経 過

開 議 午前 10 時 00 分

平成 25 年 3 月 14 日（第 10 日目）

議 長（青木幸保君）

ただいまから、平成 25 年第 1 回平泉町議会定例会第 10 日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち諸報告を行います。

議長から諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出された追加議案は、お手元に配布した議案送付書のとおり受理したので報告します。

以上で諸報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。この日程で進めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、この日程で進めることに決定しました。

直ちに本日の日程に入ります。

議 長（青木幸保君）

日程第 1、総務教民常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 74 条の規定により申し出ます。記、1、事件、総務教民常任委員会所管にかかる調査について、（1）公共施設の整備と財政について、（2）子育て支援について、（3）交通弱者対策について。以上でございます。

議 長（青木幸保君）

ただいま総務教民常任委員長から、会議規則第 74 条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長 (青木幸保君)

日程第2、産業建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、阿部正人議員。

3番、阿部正人議員。

3 番 (阿部正人君)

閉会中の継続調査申出書について提案いたします。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、産業建設常任委員会所管にかかる調査について、(1) 6次産業化の推進について、(2) 滞在型の観光客誘致策について、(3) 生活道路の舗装化推進について。以上でございます。ご審議よろしくお願いいたします。

議 長 (青木幸保君)

ただいま産業建設常任委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 (青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長 (青木幸保君)

日程第3、請願第1号、消費税増税に反対する請願書及び、日程第4、請願第2号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める請願書を一括議題とします。

この請願について、総務教民常任委員長の報告を求めます。

総務教民常任委員長、寺崎敏子議員。

4番、寺崎敏子議員。

4 番 (寺崎敏子君)

請願審査の報告を申し上げます。

本委員会に付託されました請願を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告いたします。

請願第1号、付託された日付、平成25年3月5日。件名、消費税増税に反対する請願書。審査の結果、不採択とすべきもの。委員会の意見といたしまして、低所得者や被災者への配慮等未解決の部分もあり確定されていない要素が多いため、現段階では願意にそえない、ということになりました。

続きまして次のページをお開きください。

閉会中の継続審査申出書。本委員会に付託されました請願を審査した結果、閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、件名、請願第2号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める請願書。2、理由、支援新制度の内容が多岐にわたりなお調査検討を要するということになりました。どうぞご審議よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

これから請願第1号、消費税増税に反対する請願書を採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（青木幸保君）

起立少数。

したがって、請願第1号は、不採択することに決定しました。

次に、日程第4、請願第2号、子ども・子育て支援新制度の見直しを求める意見書提出を求める請願書について、総務教民常任委員長から会議規則第74条の規定によって閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第5、北上川治水調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、北上川治水調査特別委員長の報告を求めます。

北上川治水調査特別委員長、畠山寛二議員。

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

閉会中の継続調査申し出をいたします。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、北上川治水事業について。以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

議長（青木幸保君）

ただいま北上川治水調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長（青木幸保君）

日程第6、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長の報告を求めます。

国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長、大内政照議員。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第74条の規定により申し出ます。記、1、事件、国立博物館誘致及び世界文化遺産調査についてでございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

ただいま国立博物館誘致・世界文化遺産調査特別委員長から、会議規則第74条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第 7、行財政調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、行財政調査特別委員長の報告を求めます。

行財政調査特別委員長、佐々木雄一議員。

8 番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

閉会中の継続調査申し出についてでございます。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定しましたので、会議規則第 7 4 条の規定により申し出るものであります。記、1、事件、行財政の調査について。よろしくお願ひ申し上げます。

議 長（青木幸保君）

ただいま行財政調査特別委員長から、会議規則第 7 4 条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第 8、議会改革調査特別委員会の閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

この調査について、議会改革調査特別委員長の報告を求めます。

議会改革調査特別委員長、佐藤孝悟議員。

1 1 番、佐藤孝悟議員。

1 1 番（佐藤孝悟君）

閉会中の継続調査申し出書でございます。

本委員会は、調査中の事件について、閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第 7 4 条の規定により申し出ます。記、1、事件、議会改革調査についてであります。よろしくお願ひいたします。

議 長（青木幸保君）

ただいま議会改革調査特別委員長から、会議規則第 7 4 条の規定によって閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。

本件は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(青木幸保君)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

議長(青木幸保君)

日程第9、議案第1号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩淵総務企画課長。

総務企画課長(岩淵毅志君)

議案書2ページをお開きいただきたいと思います。

議案第1号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての補足説明をさせていただきます。

参考資料の1ページの上段でございます。議案第1号、新旧対照表でご説明をさせていただきます。学校薬剤師及び幼稚園長(非常勤)の報酬額の改定を行おうとするもので、別表18の項中、「年額80,000円以内で町長が定める額」を「1校当たり年額34,000円」に、また29の項中、「79,000」を「160,700」に改めようとするものでございます。

なお附則といたしまして、この条例は、平成25年4月1日より施行しようとするものでございます。以上でございます。よろしく審議をお願い申し上げます。

議長(青木幸保君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

7番、小松代智議員。

7番(小松代智君)

なしの声が瞬間的に出ましたけれども、ちょっとだけ。幼稚園長の関係ですが、これは7万9,000円を16万700円にするというその根拠といいますかね、予算委員会でも若干のあれはありましたけれども、これは二葉きらり園にも関係してくるのではないかと。園長といえども保育所の所長も兼ねるのではないのかという気がしますが、そういう意味で16万700円にしたのかどうかですね、どういうわけで。7万9,000円というのは公民館長から図書館長からほとんどがそのようになっているわけですね、なぜそうしたのかというのがもう一つはっきりしないというところがありますのでお聞きします。

議長(青木幸保君)

稲葉教育次長。

教育次長(稲葉幸子君)

二葉きらり園の園長ということで、平泉幼稚園と併任である平泉保育所の所長を兼ねるという

ものです。兼ねてその金額ということになります。この16万700円については近隣市の状況を調査いたしまして、一関市の方で同じ額で支給しておりましたので、勤務形態についてもこちらで応用できる内容でございましたので、その額といたしました。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから議案第1号、平泉町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第10、議案第2号、平泉町環境基本条例を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第2号、平泉町環境基本条例の補足説明をさせていただきます。

議案書3ページでございます。

この条例制定の背景と目的につきましては、環境を守る取り組みとして、平泉町民の環境を守る条例、平泉町きれいなまちづくり条例、平泉の自然と歴史と生かしたまちづくり景観条例の制定によりまして、生活環境の保全、廃棄物の減量化、自然と歴史が調和した景観づくりに取り組んでいるところでございますが、近年の生活スタイルの変化と、環境への負荷を増大させる大気汚染等を進行させるなど、日常の生活環境はもとより地球環境を脅かすまでに至っております。これらの状況に応じた環境面からの総合的、計画的な施策を推進するための新たな計画や条例が必要とされているところでございます。当町の恵まれた自然環境、世界遺産を初めとした歴史環境を維持・保全し、環境への賦課の少ない社会を構築していくため、町民、事業者、町等が一体

となり、それぞれの立場で環境の保全に取り組み、安全で快適、健康な生活を営むことができるよう良好な環境を確保し次世代に引き継ぐことを目的としました。

この環境基本条例は町の環境に関する施策等の理念や基本的考え方を包括する位置付けを持つもので、環境施策の行動指針としての条例です。したがって、具体的事項についての規定は環境基本計画や個別の条例等に委ねることとし、環境基本条例においては施策の方向付けを行うこととなります。また、この条例制定にあたりましては環境活動を実践している団体の代表者や、岩手県立医大の先生方で構成する検討委員会で検討をし、平泉らしさとして世界遺産等の環境保全、創造について必要な措置を講ずる旨や、当町を訪れます観光客等が町の施策に協力するなどの責務についても盛り込んでいるところでございます。

条例の内容についてでございますが、第1章から第4章まで4章34条と附則で構成しております。

第1章の総則でございますが、第1条では、先に述べました本条例の目的について。

第2条では、用語の定義を定め、定義した言葉と内容は環境基本法第2条に定められています用語の意味を引用しております。

第3条では、町民の生活基盤である地域の環境及び人類の生存基盤である地球環境について、現在のみならず将来の世代も環境の恵みを受けられることができ、また、良好な状態で引継いでいけるよう環境の保全及び創造を推進していく上での根本的な考え方を規定しているものでございます。

第4条から第7条で、町民、事業者、観光客等町の責務を定め、第4条が町民の責務として、環境負荷への低減、環境施策への協力。

第5条が事業者の責務として、公害の防止、環境への負荷低減。

第6条が観光旅行者その他の滞在者の責務として、自然、歴史的環境施策への協力。

第7条が町の責務として、基本的、総合的な施策の策定、実施をするということを規定しております。

第2章第8条では、大気、水、土壌等の自然的構成要素の保持、野生生物の保護、自然環境、歴史的・社会的環境の保全、廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、リサイクル等の推進を規定し、基本理念を具体化するための方向性を明確にしております。

第9条では、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本手続きとして、町に環境基本計画の策定を義務付ける規定としております。

第10条では、積極的な情報の共有化を図るため、環境施策の実施状況等について町民等と情報が共有できるよう公表について規定しております。

第3章第11条から第28条までは、環境の保全及び創造に関する基本的施策を定めるもので、第11条では、基本理念を受けて環境に影響を及ぼすと思われる町の新たな施策が環境基本計画に整合するように策定されるべきであることを規定しております。

第12条では、世界遺産を有する町として環境施策の推進にあたっては本町の特性を尊び、必要な措置を講ずることを規定しております。

第13条では、土地の形状の変更、工作物の新設などの事業の実施にあたっては、あらかじめ環境影響評価を実施することが重要であることから環境影響評価制度について規定しています。

第14条では、町民の生活環境を保全しているために公害を初めとする環境への負荷の原因となる行為や、生活環境に支障をきたす行為に対して必要な規制の措置を講ずることを明らかにしています。

第15条では、環境への取り組みに対し従来の既成的な手法だけではなく、誘導的な手法を活用する必要があるとの観点から規定しています。

第16条では、公共下水道や廃棄物処理施設等、環境への負荷の低減を図るための施設や、町民が潤いや安らぎを感じることでできるよう地域の特性及び環境資源を生かした公園や緑地など、環境の保全及び再生に資する公共的施設の整備を図るべきことを規定しています。

第17条では、生物の多様性の保全等に関する基本的な計画を定めるよう努め、また、多様な自然環境の適正な保全、自然景観と密接に結び付いた歴史的環境を保全するために措置を講ずることを規定しています。

第18条では、循環型社会の構築に向け、廃棄物の減量や資源のリサイクル等への取り組みを促進することを推進していくことを規定しています。

第19条では、不法投棄等の未然防止のため、廃棄物の不法投棄等の問題等を適切に対処し、循環型社会を形成、維持していくことを町として積極的に取り組むことを規定しています。

第20条では、放射性物質による環境汚染等により環境の保全上の支障を引き起こすものに重大、深刻な不測の事態が生じた場合には、国等と協力し必要な措置を講ずるよう努めることを規定しております。

第21条では、町民等が環境の保全と創造について理解を深め、環境への取り組みが促進されるよう環境教育等に関する行動計画の策定に努め、必要な措置をとることを規定しています。

第22条では、環境施策の推進を町が一方的に行うのではなく、町民、民間団体等の参加や協働を求めつつ進めていくため必要な措置を講ずることを規定しています。

第23条では、環境問題は通常の経済活動や日常の生活に起因するところが多く、これらの問題を解決するためには町民や事業者、民間団体等による環境保全活動が自発的に行われることが重要であり、これらの活動を促進するための措置を講ずることを規定しています。

第24条では、環境情報の収集と得た情報をプライバシーに配慮しつつ環境教育及び環境学習並びに自発的な活動の促進に役立つように町民に分かりやすく提供すること等について規定しているものです。

第25条では、町が環境に影響を及ぼすと思われる施策を策定するにあたって、環境調査を行うことで環境に対して配慮が十分できるよう規定しているものです。

第26条では、環境施策の推進のためには事前の調査とともに環境状況の的確な把握のための監視等が重要であることから、監視等体制の整備について規定しているものです。

第27条では、環境問題は広域的なものとなっており町だけでは解決できない問題について、国や県、他の地方公共団体と連携して取り組み、施策の推進に努めることを規定しています。

第28条では、地球環境の保全是人類共通の課題であり、また町民の健康で文化的な生活を将来にわたって確保する上でも課題でありますことから、町においても民間団体等と協働して所要の施策を講ずることを規定しているものです。

第4章第29条から第34条までは、環境問題への対応には多方面に渡る専門的知識が必要であり、また広い視野に立った多角的な面からの判断が求められますことから、広く町民や学識経験者等に意見を求めることが必要とされます。本条は、環境基本法第44条の、市町村はその市町村の区域における環境の保全に関して基本的事項を調査・審議させる等のため、その市町村の条例で定めるところにより市町村環境審議会を置くことができるという規定に基づいて本町においても環境審議会を置くことを規定しています。

附則では、本条例が実際に効力を発揮する日を定め、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

待ちに待った環境基本条例ということで、2年から3年かけてやっと出てきたということで、概ねについては非常にいい内容にまとまっているのかという感じを受けますが、2点程質問したいと思います。

1点目は、第2条2号、地球環境保全の項ですね。ここで最初の方、人の活動による地球全体の温暖化という表現がありますが、現在は本当に温暖化なのか。ここ2、3年冬はもう寒くて、除雪費用が全く予算以上に掛って予備費から投入するという、そういう自治体が全国、特に北日本では多いわけですよ。そういう部分で、ある学説によりますと小氷河期に入っているのではないかなという学説もありますし、人の活動による地球全体の温暖化というのはオゾン層の破壊等がありますが、これは人の活動だけではないのではないかと、むしろ太陽の活動によってですね、地球が影響を受けているという学説もありまして、この温暖化という文言はちょっと私はどうなのかと疑問を持っているところですね。むしろ気候変動という言葉が今、もうマスコミでも何でも主流になっています。夏は暑く冬は寒いというね、そういうちょっと昔の気候とは若干違ってきているのが現在であるという、気候変動という言葉がマスコミ等では多く使われています。ですから、この条文についてどうなのかという疑問を持っていますので、それについてちょっと説明をお願いします。

それから第6条、観光旅行者その他の滞在者は云々とありますが、この第6条ですね、これについてはあれでしょうか、禁煙区域とかそういうのがある程度考えに入った内容になるのでしょうか。というのは今、全国的に、例えば東京なんか行きますと千代田区とか新宿区とか、知っている範囲ではもう禁煙エリアというのはつくっていますし、京都あたりでも確かつくっていたはずですね。ですから、ある意味では観光客とか人が多いところではそういった禁煙区域等も必要

になってくると思うのですが、その辺を意識した条文なのかどうか、その2点質問をします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

初めに、第2条の定義の部分でありました2号の部分でございますが、確かに議員おっしゃるとおり、今気候変動ということがいろいろと出てきていることは承知しておりますが、ここの中でいいます定義の部分の、ここは人の活動による地球全体の温暖化ということで地球環境問題の一つとして捉えているということから、この条例においては特に問題はないのではないかというふうに認識しておりますし、検討委員会の方でもその辺もまた検討したところですけども、まずこの文言で整備するというところで確認しているところでございます。

それから、第6条の観光旅行者等の部分の責務でございますが、この観光旅行者については、ポイ捨てをしないとか、ごみの持ち帰りとかということもお願いするところでございますが、今言われました喫煙の部分については、実は平泉町きれいなまちづくり条例の中で、これは特に観光客ということではなくて全体的な部分でございますが、喫煙行為等の制限ということで、歩行中とか自転車で行く時とか、いろんな場所で喫煙をしないように努めなければならないという条項がありますので、そこで対応できるかというふうに思っておりますので、この条例の中ではそこまでは想定しておりません。以上でございます。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

最初の部分は、人の活動によると地球は温暖化になるよという理解をしますので、そういうことであれば、後は意見の相違とかありますので今回は妥協するしかないかというふうに感じています。

第6条の禁煙の方ですね、これについては、そういった標示とかなんか町内にあったかと、今改めて考えてみたら、そんな見かけたりなんかしなかったような気がする。どこかに標示とかあるのですか。そういった行為をするような、だめですよという話は、どうなのでしょう。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

今、観光地にしても公共の施設にしても喫煙する場所が決まっているというところで、喫煙場所はここですよという状況ですので、特に町として観光地に禁煙するというような、そういう特に標示はしてありませんが、各施設において喫煙場所が決まっているところで、そこでの対応かと思っております。以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2 番（大内政照君）

すみません、しつこいですが、歩行禁煙とかね、ポイ捨てだめですよという標示はないですよ。ないということは認知されていないのですよ。いくら喫煙場所があるからといたってそれはそれのことであって、歩行喫煙とかね、ポイ捨て禁止という標示も何もないのであれば、それは有効にはなっていないということでしょう。何か知らしめる方法というのはないものでか、そこら辺をちょっと確認したいのですよ。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

喫煙ではないのですが、不法投棄とかポイ捨てについては、特に不法投棄なんかですけれども、それについては看板を作成して区長たちと設置しております。ただ、このたばこかポイ捨てについては、今後その辺については検討させていただきたいと思います。以上でございます。

議長（青木幸保君）

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

関連でございます。平泉町きれいなまちづくり条例をつくる時に、このたばこのポイ捨て、それから監視、ここにも第26条のところですか、監視等の体制の整備というところも十分に議論した経緯があったかに思っております。それで監視員、それからたばこのポイ捨ての区域とかそういうところも、後は観光客に周知するためにはパンフレットの中に、どこかのところにそういうことを周知するようにしますというところもあって平泉町きれいなまちづくり条例を制定した記憶があるのですが、やはりそこがまだまだできていないところで、今度は本格的に基本条例が出てきていますので、この辺をきちんと来訪した観光客に対して、それから町民であるみんなにも周知徹底することが必要ではないかというふうに、絵に書いた餅にしないということを前提とするには、この辺のところをもう一度ご説明願いたいと思います。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

この環境基本条例という中で、町民の責務や事業者、また町の責務とかを定めておりますので、最初にこの辺、特にも協力をもらうためにも周知とか啓発はしていかななくてはいけないと思えますし、看板がなければならぬとか看板を設置するとか、それにつきましては景観条例とかもいろいろと兼ね合いがありますので、その辺につきましても庁舎内の内部でも検討しながら進めていければと思います。以上でございます。

議長（青木幸保君）

4 番、寺崎敏子議員。

4 番（寺崎敏子君）

是非そういうところは気を付けていただきたいし、たばこのポイ捨てはまだまだ見るところ結

構あります。

それから、第26条の監視等の体制の整備というところ、もう少しここ具体的に、どういうふうな監視で、巡視、測定等の体制の整備に努めますということですが、分かる範囲内でいいので、この辺の監視とか巡視、前回の条例をつくる時にこの辺も、なんか一応腕章を付けるとか付けないとかいう議論にもなりましたが、その辺のところをもう少し具体的にお話ししていただければと思います。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

ここの監視等の体制の整備は、そういう措置を講ずるものとするということ、本当に基本的な指針としての条例でございますけれども、まず必要な監視、巡視、測定等ということになると思うのですが、環境の状況とか施策の実施状況などを継続的に把握していくということのそのための手段として、監視とか地域等を回る巡視とかということが出てくると思っておりますが、これにつきましては、またこれが行動指針でございますので、また下の条例とか規則とか、これからちょっと今後この条例につきましても、保全というかももう少し整備する、新しい関連する部分を制限したりする部分もつくらなくてはいけないのかと思っておりますので、その辺の中でも検討できればということでございます。以上です。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

分かりました、条例の規定の部分という。それで実は測定というところですが、騒音のことでちょっとそれも含めてお話し申し上げたいと思います。昨年、外で野外コンサートをした時に相当の音量が出まして、住民から私にもどうなっているのだというお咎めがありました。2週間程、あの音がものすごい音だったので、野鳥、鳥、そういうものが一切来なくなったということがあって、もうこれは環境基本条例の中にもきちんと、監視とか測定とかそういう野外コンサート、これからますますそういう会場がないと野外でということが多く出てくるのではないかと思います。近隣の人たちに尋ねてみましたならば、まあ1年に1回だからいいかと思っておりましたというとても前向きな町民もおりましたし、いやあれはどうなっているのだと、野鳥や小動物がおそれをなして2週間は来ていませんよという非常に敏感に受け止めている町民もおります。やはりそちらの方をきちんとしなければ、1年に1回だからいいやというところで我慢していただく、子供だったり高齢者で寝ている方々ということもありますので、やはりそういう音量を出す野外コンサートを行う時の測定とか監視というものを十分に図ってもらえればなというふうに思いますがいかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

騒音につきましては環境基本法の方で、騒音にかかわる環境基準という部分で法律にあります。それで町の条例の中では、必要な措置ということで基本法の数値が高くなった場合とかに対処することはあるかと思えますけれども、実は通常にですが騒音の部分で苦情が来ている部分があります。今年度、騒音の測定を一時的にやるのではなくて定期的にやらなくてはいけないということで、予算の中に騒音を測定するための委託料も計上させてもらっているところでございます。今議員おっしゃるコンサート等のイベントにつきましては、多分その事業を実施する段階でいろいろな周りの住民の方たちとかに了解を求めながら進めていただいているものと思えますので、また、法律でいう騒音とどのようなものかについてはまた違うのかと思えますが、ちょっとそこまでは、大変すみません、この環境基本法の方の騒音の部分は私の方では分かりかねる状況でございます。以上です。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

先程、第1条で観光旅行者並びにその他の滞在者に町の責務を明らかにするという文がございますけれども、以前洞爺湖のホテルに泊まった時に、テーブルの上に、この町はこういう町ですよというA4ぐらいのものがありません。ホテルでこういう町であるということを知らしめている分がありますし、その形であればドライブイン関係もですね、そういう施設でも同じような形で、通常ぱっと見ると、なんだこの町はこういう町かというのがすぐ見れるような形もとる必要があるかと思えます。そういう意味では観光客に分かりやすいこの町のあり方というものを、そういう形でやることも必要ではなからうかと、そのように思います。参考の話ですけれども。

それと後は事業者の責務という分がございますが、先程責任、規制的なもの、関連規則でまた新たにというそういう話もありますけれども、先の懇談会の中でも堤の汚濁の話がございました。今私が分かっているもので二つの堤、やはり汚染されているようなことで苦情がきております。一つは花立堤の苦情、これはこの前も懇談会の中にありましたし、もう一つは平泉町公民館の北側の堤、2区の部分ですね、あそこもやはり夏場になると臭くなると。それが、この頃の話ではなく延々と昔から言われていながらもほとんど処置されていないということは、本当にかんばしくない話ですので、やはり規則的なものもこの基本法をつくる中できちんとやる必要があるかと思えます。それをやらないからこそ何年もの間、そういう公害的なものが出ている。少なくとも堤や、いざという時の消火の水ということにもなるわけでございますので、あそこの水が汚いから掛けるなどという話にはならないと思います。ただ、少し燃えたぐらいでそれが掛ったためにその家がだめになるという、そういう可能性もありますので、やはり堤の今のあり方をもう1回調査してですね、きちんといい水、きれいな水にする方法をとっていかなければならないと思います。折角この環境基本条例ができてきたわけでございますので、一緒に規制も含めながら、後は指導の方もきちんとやらなければならないかと思えますので、その点お伺いしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

先の洞爺湖のホテルに、こういう町ですよという周知があったということであれば、こちらもいろいろと、観光関係であれば観光課とも関連する課とも話をしながら、何かいい方向を考えたいと思います。

また、この堤の汚濁の部分とかそういう部分でございますが、先程も言いましたが、この環境基本条例の次の部分、ちょっと順序が反対だったかとは思いますが、昨年に平泉町環境基本計画が策定されておまして、その中でももう少し細かい部分であります。各団体の協力をもらいながら水質を改善していくことを進めていこうということがありますので、その辺も各団体、当課とも協議しながら何かいい方法と、また後は町に関連する部分であれば関係課とも協議しながらそこは進めていくべきものかとも思います。以上です。

議 長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

そこをきちんと、今までもそういう情報を仕入れていながらやっていないから未だにそういう話が出てくるわけですね。ましてや2、3年前の話ではないわけですね、ずっと何十年も同じようなことをやっているという、そういうところはやはりきちんとやらなければいけないですよ。規制をきちんと設けながら順次指導していかないと、ずっと同じような状況が続くわけですね。それで、いざとなった時にその水が使えないという格好であれば、これは問題ですよ。そこはやはり業者に指導していく、また多分2区の堤の件に関しては、これは生活排水だろうと思います。いずれ調査した上ですね、いざとなった時にその水を使えるような状況を常につくっていく必要があると思います。この点もう1回お話いただきたいと思います。

議 長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

事業者というか、そこももしかするとその事業者が関係する部分になるかもしれませんし、その堤につきましてもあるかもしれませんし、また、いろんな地域の方、町民の責務とかもうたうという基本的な条例でございますので、その辺についても計画だったり内部で検討してその辺のお願いをしていくという状況に努めていきたいと思います。以上です。

議 長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

この関連で話ししたからでありますけれども、基本的には堤の管理はどこ部分でやっていくのでしょうか。

それで、もうそういう状況があるということですから明日にでもやってもらいたいのですよ。

それやらないと、またずっとこれ続くわけですよ。ですからそのところをきちんとやる、その話をこの場でもやってもらいたいし、せつかくの昔からある堤である以上はいろんな鳥も魚も住んでいるでしょう。そういう意味では、汚すということはその業者の責任、生活排水を流しているところがあったとしてもその責任、そういうものをきちんとその方々に言わなければいけないですよ。言いながらやっていかないと直るわけがないですので、これからというよりも明日からですね、その部分を責任のある方にしゃべってもらいたいです。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

今お話のあった2カ所のため池については、町が管理している農業用水にも一部利用しているため池ということもあります。いずれ周りの環境、ため池の水質、その辺のところを再度調査いたしまして、どういった対策がとれるか検討して参りたいと思います。

一つは、前提として臭いがするという部分はですね、自然の雨水が流入して臭いを発するものかどうか、これは考えにくいところがあります。もともとため池は滞留してですね、水が腐って臭いがするものか、その原因が更に生活排水とかそういうものによるものなのか、その辺も含めて本当は本格的な調査をしないと、臭いの原因と基準ですね、臭いが基準値をどのくらい超しているのかどうかというのは、これは結構科学的な調査をしないと本当は難しいものになるのかと思います。そのためには本来は、解決するにはですね、ちょっと時間的な問題と経費の問題は係るのかと思います。いずれここ数年にわたって出てきた問題ではないということでしたので、従来からそういう苦情は来ているということを含めてですね、対策といたしましてもすぐに解決ができる問題なのかどうかも含めて、ちょっと調査結果をまた何らかの形でお話をしたいと思います。

議長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

平泉町の環境基本条例ができてきて良かったなど、このようにまず思っております。私も一般質問の中で、世界遺産になりまして平泉の各家の町の中に個々の庭がいっぱいあります。この庭を含めて平泉町全体の庭園化、そういう発想から関連して、どうすべきだということを申し上げたことがあります。環境はすごく広い内容のものでありまして、自然環境とか歴史環境、水環境、それから山とか生活環境、いっぱいあります。教育環境も含めまして。したがって、この環境景観の保全の観点からですね、第31条から第34条の条項がありますけれども、町の中の景観を保全する部分はどの部分で規定しようとしているのか。当然平泉町きれいなまちづくり条例というものもありますけれどもね、ここのあたりを教えてくださいたいと思います。11番議員の環境の件と全く同じになってきます。よろしくお願いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

町の景観というか、その辺の庭の庭園とかということでしたが、それは景観条例の部分でその辺はうたわさるかと思っています。そしてまた保全とか、この条例の中では全体的な基本的な部分としては第17条で、自然環境及び歴史的環境の保全ということであってございまして、またちょっと細かいことになりますと景観的な景観条例の中であつたり、それから保全に関する地域の指定だったり、開発の制限だったりありますことについては、今後新しい今ある環境を守る条例のあたりを改定していくとか、見直しをしていくことかと思っています。以上でございます。

議長（青木幸保君）

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

将来的に見直しということですから、私がどうだこうだ言うあれではないですけども、観光客が一番目に付くところは、今中尊寺通りも電線の地中化とこういうことでありまして、観光客がどんどん、どんどん来ると思うのです。一番目に付くところが今私が申し上げたところありますので、11番議員が申し上げたとおり、臭いがするようであつても困るので、指導徹底しながら環境整備、保全の努力をしてほしいと、こういうことを意を申して終わります。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

立派な条例で私は大賛成ですが、ただ、その条例ができたから今言われたような堤がきれいになるわけでも何でもないのですね、ですから、どこまでどういう計画が出てくるのか分かりませんが、この条例によって今度は何が出てくるのか、規則が、規定が、施行規則がというような、そういうおろし方をして立派な一つの法体系ができた、それで安心したのではだめですね。やはりそれをつくる前にも、現在問題になっている今のような問題点がいっぱいあるわけですね、例えばこの他に、町中だと臭いとかなんとかって批判がくるかも分かりませんが、山に入ってみるととんでもない話ですよ。もうごみだらけですからね。ですから、それはこの町の人たちは気付かないところですが、本当に大変ですよ。だから、それらをどうするかというのは、条例ができればできまいが、そういう解決策をきちんと一つひとつ問題点を洗い出して直していかないとだめなのだとおっしゃるので、法だけ立派につくって後は書庫に入れておくよというような、そういう法ではね、全然だめなのだとおっしゃるので、実施的にどうするかという体系をつくってほしいという面があります。

そういう意味で罰則等の規定がないわけですが、どこの時点で罰則等が出てくるのか。例えば第19条の不法投棄というのがありますが、不法投棄の段階で今ごみを有料化しようという話があります。ちょっと話し合いをしてみると、有料化するとますます不法投棄、山の中がますますごみだらけではないかという話が出てきます。ですからそれも罰則規定がないから、ほとんど守らない方が正当なので、守るのはばかだけだなんていうね、そういう風潮になってしまうと思う

のです。ですから、その辺のところをきちんと、どの時点で決めるのか分かりませんが、もしそういう予定がありましたらお聞かせを願いたいと思います。

それから、第27条、第28条で外からのいわゆる町外からの問題点、要するに私はPM2.5とかというのを言いましたが、黄砂とか、放射能は書いてあるからこのようにやるのだろうと思いますけれども、例えば黄砂の対策とかPM2.5とかというような、そういう対策ははっきり言って広域でやってもだめだし国でやってもだめだしというようなね、そういう線で、では後は自ら身を守るしかないなというようなこと、そういったところもね、やはりどの時点で決めるのか分かりませんが、即座に現実に来ているわけですから、現実はどう対処するのかといったものもね、基本条例ではないと思いますけれども、関連してずっと下がって行ってどこかの時点で決めるということだと思いますので、それらのところもひとつ考えてもらいたいというように思います。それでは今言いましたその2点、お願いします。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

今回のこの環境基本条例の中で、第14条の中で規制の措置ということにしておりますが、罰則規定としては特に設けたものではございません。それで上位法だったり、この条例の中では何をいうかといいますと、許可制とか認可制の届け出とか公害防止の協定などが出てきますし、また先程言いましたが、平泉町きれいなまちづくり条例の中でポイ捨て、落書きの禁止とか、土地開発に関しての行政指導ということが規制されております。罰則とかになりますと、上位法の国の法律とかになろうかと思えます。

PM2.5とかそういう大気汚染等の対応につきましても、大気汚染に係る規制の措置は環境基本法の中の環境基準によるものであると思えます。そのための基準に沿って国や県等の連携だったり、その辺の情報を入手しながら町民の方への周知をしていくということかと思っております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

監視の件ですけれども、例えば水質とか臭気とか音、これらについて、恐らく施行令の方で具体的な数字なんかを示すと思うのですが、示すのか示さないのか、まずその辺ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

監視とかいろいろ、大気汚染とか騒音とか、先の水質汚濁等につきましては、やはり環境基本法の中で基準がございますのでそれを踏襲するというか、そちらの方を優先するということになると思えます。

議 長（青木幸保君）

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

そうすると上位の方の関連法案の方の数値を引用するという形で解釈してよろしいのですね。分かりました。

議 長（青木幸保君）

それでは進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 2 号、平泉町環境基本条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩といたします。

休憩 午前 11 時 10 分

再開 午前 11 時 25 分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

日程第 11、議案第 3 号、平泉町町道の構造の技術的基準等を定める条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案第 3 号、平泉町町道の構造の技術的基準等を定める条例の補足説明をさせていただきます。

議案書 7 ページをお開きいただきます。

平泉町町道の構造の技術的基準等を定める条例は、地域の自主的及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権一括法の施行に伴い制定するものでございます。町独自の基準は設けず、道路法第 30 条に基づく政令により交付された道路構造

令で定める基準を斟酌して定めようとするものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。

第1章総則として第1条から第3条まであり、第1条では条例の趣旨を定めております。この条例は道路法第30条第3項及び第45条第3項並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第10条第1項の規定により、道路を新設し、または改築する場合における道路の構造の技術的基準及び道路に設ける道路標識の寸法並びに移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定めるものとする。

第2条では、用語の意義について定めております。

8ページ、第3条では道路の区分について定めております。

9ページ、第2章では道路の構造の技術的基準を定めており、第4条から第44条までございます。9ページの第4条では車線等について述べております。主たる部分を申し上げます。11ページ裏、第7条では路肩について。12ページ裏、第8条では停車帯について。13ページの裏、第12条では歩道について。14ページ、第16条では設計速度について。14ページの裏、第18条では曲線半径について。同ページ、第19条では曲線部の片勾配について。15ページの裏、第23条では縦断勾配について。17ページ、第27条では横断勾配等それぞれ道路構造の技術的な基準を定めております。

19ページ裏、第3章では道路に設ける道路標識の寸法について、第45条で定めております。

20ページ、第4章では移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準として、第46条では歩道等について。

20ページ裏、第51条では案内標識について。

21ページ、第52条では視覚障害者誘導用ブロック等、第56条まで定めるものでございます。

なお、この条例は附則といたしまして、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

これは国の道路法をそのまま引用したといったことのように思いますが、これ提案理由の中に地域の自主性ということのためにこういうふうにするのだということになってくると、平泉本来の幅員なり道路構造なりその基準があってもいいのではないかと思いますけれども、道路法による道路と今回こういうふうになったのは、丸っきりそのままの基準どおりになっているのか、なっていないのか、その辺聞きたいということが第1点。

もし、仮に平泉は平泉独自の、これを見ると例えば歩道というと2メートル以上ということになっておりますけれども、例えばその場所によっては2メートルの幅員がいないのだという時には自由に町の方でそれを変えて、道路の幅員も含めましてですけれども、変えることによって交付税の方に影響が出てこないのかどうか、その辺をちょっとお聞きしたいということなんです。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回のこの条例の制定は、これまでの道路の構造等を設計する場合に、道路構造令に基づく政令によって行っていたということでございます。今回、地域一括法に伴い、地域の特殊性があればそれぞれの市町村等であつてよろしいという内容で、今回こういう条例を制定するわけですが、ただ、道路法という法律があるわけですが、その法律の中がこういう道路の改築、あるいは新築、構造物等をする場合は当然安全安心でなければいけないということで、この基本となります道路構造令につきましては、これまでの経験等を元にした、あるいは必要な構造計算、試験等を長年にわたって専門的な機関で検討して定めた法律ということでございますので、町独自で新たに定めるということになった場合には、それなりの専門的な知識、あるいは調査機関等の委託等も必要になってきますので、他の市町村と同様にですね、これまでと同じように国の基本となります道路構造令を寸借したということでございます。

また、先程の幅員等の考え方でございますが、当然幅員を付ける付けないということではですね、国の補助事業の場合それぞれの企画がありまして、交通量等とか後はそれに隣接する公共施設等があつた場合、歩道等を付けるということは、当然国の補助事業の場合、決まりといたしますか、フル対象とする場合ですが、そういうことがあります。それで平泉町の場合なかなか一般の生活道については、本来であれば車道、あるいは歩道をきちんと付けるべきものではありますけれども、財政的な問題、あるいは用地の問題等ですね、それらを勘案して付ける付けないを決めているということで、幹線的な道路については当然、今回の祇園線でありますとか中学校線、これについては付けておりますけれども、一般の生活道については、一番は財政的な問題でございますけれども、その関係で付けないで現道の狭い道路を拡幅して4メートル、5メートルで整備しているというのが実状でございます。

なお、交付税につきましては延長面積等で算出されておりますので、今回の町独自でやる、やらないにかかわらずですね、それは影響ないというふうに思っております。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

この道路に関する条例を制定した場合、資材の価格変動は無視してね、全く同じだという前提条件で考えた場合、どの程度コストダウンできるのかという質問が1点目。

2点目は、以前ちょっとテレビで見たことがあるのですけれども、ある山の中の村でね、道路を舗装したいという話があつて、国のその時の基準通りにつくるとかなりしっかりした道路がで

きると、しかし車がそんなに走行しないという場所だったらしいのですね。それで村独自で2車線を1車線に変更して、ところどころに車が交差できる場所をつくって、建設コストを半分とかね、かなり下げてつくったという事例が報道されたことがあるのですが、そういうことが可能なかどうかですね、この条例においては可能かどうかということを確認したいです。この2点。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

最初に工事費、コストの削減につながるかというお話でございますけれども、今回のこの条例につきましても道路の構造、幅員の考え方でありまして、縦断勾配、横断勾配等の基本的な考え方を定めるものでございまして、それに伴う工事云々というのは、直接的には影響がなくて今までどおりというふうに考えていただきたいと思っております。

また、先程の例に挙げられたお話でございますけれども、国の補助金、あるいは交付金事業を使った場合は国の基準に基づいて、要は交付対象となるもの、ならないものと、交付対象とする場合は国の基準に基づいたものというふうに、それは今までどおりと変わらないと思っております。それで町単独でやる場合、予算でやる場合は、今回の条例に基づいた内容でやるということになりますので、簡単に申し上げますと、いずれ国からの交付金、補助金をもらってやる場合は国の補助規則に則った道路の構造にしなければいけないということになると思っております。町単独でやるのであれば今回のこの基準を使うということですので。

2車線を1車線、あるいは待避所をつくるというのは、その地域の方々との相談、あるいは財政的なことを考えてできると思っております。

議長（青木幸保君）

ほかにございませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第3号、平泉町町道の構造の技術的基準等を定める条例を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第12、議案第4号、平泉町準用河川管理施設等の構造に関する基準を定める条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案第4号、平泉町準用河川管理施設等の構造に関する基準を定める条例の補足説明をさせていただきます。

議案書22ページでございます。

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、地域主権一括法の施行に伴い施行するものでございます。町独自の基準は設けず、河川法第13条に基づく政令により公布された河川管理施設等構造令で定める基準を寸借して定めようとするものでございます。

条例の内容についてご説明いたします。第1章総則として、第1条から第2条までであり、第1条では条例の趣旨を定めております。読み上げます。この条例は、河川法第100条第1項において読み替えて準用する法第13条第2項の規定に基づき、町長が管理する準用河川に係る河川管理施設又は河川法第26条第1項の許可を受けて設置される工作物のうち、主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定めるものとする。

第2条では、用語の意義について定めております。

主たる部分を説明いたします。

22ページの裏、第2章では堤防について定めており、構造、材質等について第3条から第18条まで定めております。

25ページをお開きいただきます。25ページ、第3章では床止めについて定めており、構造、護岸等の設置義務等について第19条から第21条の2まで定めております。

25ページ、第4章では堰について定めており、可動堰やゲートの構造の原則等について第22条から第33条まで定めております。

27ページをお開きいただきます。27ページ、第5章では水門及び樋門について、構造の原則等について第34条から第41条まで定めております。

28ページでございます。第6章では揚水機場及び取水塔について、同じように構造の原則等について第42条から第47条まで定めております。

28ページの裏の第7章では橋について、橋台、橋脚、径間長、桁下高等について第48条から第55条において定めております。

30ページをお開きいただきます。30ページ、第8章では伏せ越しについて、第56条から第60条まで定めております。

30ページの裏、第9章雑則では、適用除外、特殊事情について第61条から第63条まで定

めております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

質疑を行います。

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

これは法律の一部が改正になって出てきたものですが、この河川法に則って地方の自主性及び自立性を高めるというのですが、具体的に河川でこういう自主性なり自立性に則る、想定されることというのはどういうことが挙げられるのか、私には考えつかないのですが、事例をもってお示し願いたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

今回の条例の制定につきましては先程の道路と同じわけですけれども、一括法に伴ってこれまでは、市町村の管理する準用河川の河川改修等については政令に基づくものというふうに決まっていたわけですけれども、その部分が削除されたということから、町独自で定めなければいけないということになったものでございまして、その特殊性ということではなくてですね、先程言いましたように、市町村が管理する準用河川について整備する手法の元となるものがなくなったということから今回、先程お話ししました河川管理施設等構造令、やはり国と同じ内容ということで今回定めようとするものでございます。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

町長が管理する準用河川というのは何本くらいあるのですか。そして、その単位というのはちょっと分からないのだけれども、何平方メートルとか面積、長さとかというのがあると思うのですが、そんなのが分かれば、まず何本だけ最低でも分かれば教えていただきたい。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

準用河川と定めておる河川については現在6河川ございます。具体的に申し上げますと、太田川の上流、といいますのは田代橋から上流、阿部幸一さんのところまでいく分が準用河川、それから下は1級河川。後は戸河内川の上流部分、公民館付近から上流部分が準用河川でございます。小金沢川の上流部分、笹谷川、第一太田川、長島で一つありまして荒川の以上六つが準用河川ということになっております。延長につきましては総延長でございますが、1万850メートルとい

うこととなります。

議 長（青木幸保君）

ほかにございせんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第4号、平泉町準用河川管理施設等の構造に関する基準を定める条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第13、議案第5号、町営住宅等条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案第5号、町営住宅等条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

最初に概要をご説明いたします。今回の町営住宅等条例の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による公営住宅法の一部改正に伴うものでございます。一つには、公営住宅等の整備基準の規定、入居基準及び裁量階層の範囲、建替え事業による入居者への通知規制の整備を行ったものでございます。また、そのほかに入居者資格の特例、同居の承認要件を追加いたしました。

詳細につきまして、参考資料、新旧対照表に基づいてご説明いたします

初めに、地域一括法の改正に伴う改正内容についてご説明いたします。参考資料の1ページでございます。地域一括法の改正にも伴い公営住宅等の整備基準の規定として、第2章の2、町営住宅等の整備基準を追加し、合わせて第3条の2から、3ページ、第3条の16までを追加いたしました。同じく地域一括法の改正に伴い入居収入基準として、3ページから3ページ裏、イ、ウの収入基準額を追加いたしました。また、裁量階層の範囲として、3ページ裏の右下、第5条

5項を追加いたしました。これらの追加した内容につきましては、国土交通省令で定める基準及び現行基準を寸借して定めようとするものでございます。

次に、5ページ裏、第28条、このことは地域一括法の改正により公営住宅法が改正されたことから、この部分については条文の整理を行おうとするものでございます。

次に、地域一括法の改正以外の改正内容についてご説明いたします。

4ページをお開きいただきます。4ページ、第5条の2、第1項及び第2項につきましては、入居者資格の特例として、公営住宅の用途廃止等により明け渡しをしようとする入居者が、他の町営住宅に入居の申込みをした場合における入居要件の見なし規定を設けるため、また、被災者に転化するために借上げる町営住宅等の入居者が備えるべき条件を定めようとするものでございます。

同じく4ページ、第7条第3項につきましては、入居者の選考において公開抽選によらず優先的に入居予定者として決定できるものの表現を改めようとするものでございます。

次に4ページの裏、第11条第2項及び第3項につきましては、同居後において入居収入基準を超える場合、また入居者が明け渡し請求対象となっている場合は同居の承認をしてはならない規定を定めようとするものでございます。

5ページの裏でございます。第34条につきましては、町営住宅の使用を許可することができる社会福祉法人の定義の表現を改めようとするものでございます。

その他につきましては、要事の表記を改めるもの、条項の整備を行おうとするものでございます。

6ページ、別表につきましては、町営鈴沢住宅の老朽化が激しく、入居者も退去していることから平成25年度に取り壊したいということから削除するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

質問ではないといたら、これは申し訳ないことでしょうけれども、地域一括法でこのように法律が改正になったということを今、私も目は通してきたのでございますが専門的な関連の条例でありまして、こういう条例を提案する時には一度全員協議会かなんかで説明をしていただけないものかどうかということですが、それを議長諮ってもらえませんか。

質問でいいのですね、こういう時はね。こういう専門的な法律になりますので議会の前に全員協議会のところで説明をしていただけないものかということで質問します。

議長（青木幸保君）

暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 54 分

再開 午前 11 時 56 分

議長（青木幸保君）

再開いたします。

5 番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

二つ、三つお聞きします。まず一つは、鈴沢団地が結局廃止されるということで、この他に本町にある売却資産可能物件かな、これにこれらは該当しているのかどうかというのがまず第1点。

今度、入居基準で1人、あるいは老人、この方たちも入居できるということになってくると、今流行しているのはペットですね、非常にペットを飼う方が多くなってきている。ましてやそういう老人たちには必要だというのが大分叫ばれておりますけれども、ペットの持込みが可能な基準になっているのかどうか。

あと一つは、先程どなたかから出ましたようにたばこ、このたばこを吸ってもいい、吸ってもだめだとかというような、そういった基準がこの中に載っているのかと、こういったことをお聞きしますし、先程の鈴沢団地の面積をお聞きしたいと、以上です。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

平成25年度に鈴沢団地を取り壊す予定でございますが、その後の使用方法につきましては今後、今年度、平成25年度にですね、他の住宅団地用地の空き等もございますので、それと併せた上で活用方法について考えて参りたいというふうに思っております。

面積につきましてはちょっと今手持ちの資料ではお答えできません。

ペットの持込みでございますが、これにつきましては町の条例に基づいて持込みは禁止というふうになっております。

また、たばこにつきましては、規制等は特段この住宅の条例ではしておりません。以上です。

議長（青木幸保君）

それでは質疑の途中ですが、暫時休憩といたします。

休憩 午後 0 時 00 分

再開 午後 1 時 00 分

議長（青木幸保君）

それでは再開いたします。

午前に引き続き質疑を続けます。

5番、高橋幸喜議員の質問の途中でありましたので、鳥畑建設水道課長からの答弁から始めたいと思います。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

先程の鈴沢団地の敷地面積でございますけれども、866.5平方メートルでございます。

なお、跡地利用につきましては、現在住宅用地としての行政財産でありますことから、他に利用する場合は一般行政財産に変更しなければなりませんし、また、そこは白山神社の敷地に隣接する土地ということであることから関係課との協議も必要になるというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

分かりました。あと1点ですけれども、今回示された内容に決まりますと、現在ある住宅はこの基準に適合してあるのかどうかということが1点。

もう一つは、先程申し上げましたように、これは提案理由として、地域の自主性を高めることが目的にあるようでございますけれども、先程申し上げましたように、例えば禁煙する団地は全部禁煙だとか、あるいは何号棟は喫煙してもいいですよとか、あるいは何号棟がペットを飼ってもいいですよというきめ細かな地域の事情に合ったことがここには全然載っていないと、その辺はどういうふうに考えているのか、そこをお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

現在の建物については、基本的に全て国の補助金を使って建てたというふうに理解しておりますので、今回の条例改正の内容につきましては、国の法律に基づいた改正になっておりますので適合されたものだというふうにご理解をいただきたいと思っております。

なお、先程のペットの問題であるとか、たばこの問題、これについては規則等でですね、条例ではなく規則等で定められるもので、それについて変更等は可能ですけれども、現在のところ、たばこについてはあれですけれどもペットについてはですね、現状を見ますと、やはり近隣の方々に多大な迷惑をかけている状況等を考えると、今の段階では難しいというふうに考えております。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

4ページの「配偶者暴力防止法第1条第2項に規定する被害者その他町長が特に必要と認める者で速やかに住宅に入居することを必要としている者」ということで入居資格となっておりますが、優先的に入居予定者として決定することができるというふうに規定なっておりますけれども、これは緊急性とかそういったことで、空き室とかそういったことまで規定しているものになって

いるのかどうか。そういった場合にすぐ対応できる状況にしているのかどうか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

参考資料の4ページ、第7条3項の内容でございますけれども、町営住宅に入る場合は公募、公開抽選と、公募によってその中から公開による抽選によって決まるということが基本なわけですが、この第7条3項ではそれを省略して、配偶者暴力防止法、DV等、あるいは町長が特別に認めた場合それを省略してすぐに入居ができるという内容のものということでございます。

空き室については、空いていれば入れますけれども、そのために敢えて部屋を空けているということは現在のところ、そういう措置はしておりません。

議長（青木幸保君）

1番、升沢博子議員。

1番（升沢博子君）

配偶者暴力防止法という形で、そういった救済の法律のもとに救済されるべくこういう法律もできていると思いますので、やはりこれは緊急ということもあり得るわけですので、こういったところも、短期的なところであっても規定に入れておく必要があるのではないかと思います、その辺はどういうふうにお考えでしょうか。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

DVとも兼ね合いますので私の方からですが、これについては本当に大変というか、あまり踏み込むことのできない大変なことだと思いますが、いろいろ警察とか関係課と連携することが一番ですが、今後考えていく時に、住宅は収入の分もあって空きをつくっておくことではないということであれば、今よくホテルと契約してその辺に避難できるとか、そういう状況なんかもあると聞いておりますので、それについては今後検討していくことかと思っております。以上です。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第5号、町営住宅等条例の一部を改正する条例を採決します。
本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第14、議案第6号、平泉町下水道条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

議案第6号、平泉町下水道条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

今回の平泉町下水道条例の一部改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、下水道法が改正され、下水道の構造の基準等について各地方公共団体の条例に委任されたことに伴い、平泉町下水道条例の一部を改正しようとするものでございます。改正した内容につきましては町独自の基準は設けず、現行の政令で定められている基準をそのまま規定といたしました。

参考資料によりご説明をいたします。参考資料の6ページ裏をお開きいただきます。

目次に、「第1章の2 公共下水道の構造の技術上の基準」を追加し、併せて条文に第3条の2から、7ページ、第3条の4までを追加いたしました。

7ページでございますが、7ページ、第16条第1項及び第19条第1項につきましては、今回下水道法施行令が改正されたことに伴い、条文の整理を行うものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「進行」の声あり)

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第6号、平泉町下水道条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第15、議案第7号、平泉町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第7号、平泉町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

議案書第37ページになります。これは福祉医療資金の貸付対象者、貸付金額につきましては医療費助成事業それぞれの給付規則により規定されていますこと、また、医療費の助成による対象者の拡大もありましたことから文言の整備を行うものでございます。

内容につきましては、参考資料の7ページ裏をご覧ください。アンダーライン部分が改正となります。

第1条及び第3条は、「受給者、監護者及び扶養義務者（以下「受給者等」という。）」と定義付け文言を整備しております。

第4条は、見出し「貸付基金」を「貸付金額」と改正し、貸付金からの控除額等については、医療費助成事業それぞれの給付規則により規定されていますことから、第1項、中段但し書き及び第2項は削除を行い、第5条第4号は、「延滞元利金」を「延滞貸付金」と文言の整備をしたものでございます。以上ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

(「なし」の声あり)

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第7号、平泉町福祉医療資金貸付基金条例の一部を改正する条例を採

決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第16、議案第8号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

議案書の38ページをお開き願います。議案第8号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

この条例は、平成14年に制定されておりますが、平成14年から平成18年までの5年間、平成19年から平成21年間までは3年間、平成22年度から平成24年度までは3年間の期限付きで施行して参りました。今回の改正は、附則第2項の中の平成25年3月31日で切れる執行期間を、平成28年3月31日までの3年間延長するため所要の整備を図ろうとするものでございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

この議案は、条例の延長だけしか出ていないのですが、今回の予算では基金の増額をしております。その他に今まで構成していた寺院に依頼して一部で異議があつて協力を得られない中で、この文言だけで、期限の延長だけで済むのかどうか、そこら辺の話し合いをどの程度、どういう問題があつてそういうふうになっているのかお聞かせ願いたいです。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

条例上の中には、拠出金の額とかそういうものは載せておりませんので期限の延長だけとなっておりますが、ただ、規則の中には、中尊寺、毛越寺、西光寺というものが入っておりますが、条例上についてはそういったものはうたっておりません。

達谷西光寺の話し合いにつきましては、なかなか住職の方がお仕事で忙しくて、職場にお昼休み時間、終了後にも電話をかけてもなかなか通じなくてお会いすることができなくて、直接お宅

にお邪魔して、3年間の観光振興基金の事業整備について説明をいたしまして納得していただくようお願いをしましたが、やはり基金のことばかりではなくて町行政に対する不審が多々要因がありまして、その件も含めて今回の基金にはご協力できないということがございましたので、しかしながら今後、中尊寺、毛越寺と共同しまして、西光寺の方に行って引き続き拠出金をお支払いいただくよう協議を進めて参るということで今やっているところでございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

今までそういう3寺院でやってきてパンフレットが主だったはずですが、町当局に対する不審というのは、そのパンフレットに載っている面積が多いとか少ないとか、そういう部分の問題なのか、行政の姿勢が問われているのか、ちょっと判別しかねますのでもう一度お聞きしたいということと、この基金がない場合に、出さないからどうのこうのと、パンフレットに載せないとかそういう部分はないと思うのですが、そのことと、イメージ的にですね、今後拡大しようとしている物件を含んでいるところの寺院がそういう行政とのいさかいがあるというか、そういう見解の相違があること自体が、今後いろんな部分で波及してくると思うので、そこら辺は問題点を整理しながらこの条例の一部を改正した後でもですね、そこら辺は理解を得られるような行動をとっていただきたいということですが、その事情等もう少し詳しくお願いします。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

観光パンフレットのみならず、例えば達谷西光寺に行くあの誘導案内板についても、大分古くなったのでその整備についても要望があったのですが、なかなかその辺を整備してくれなかったとかですね、そういった観点。

いろいろと行政につきましては観光だけではなくあったものですから、その辺のお話を聞いておりますので、今後関係各課と一緒にお話に行きまして、一つひとつ解決していきながら振興基金の方に入っていただくよう努力していきたいと思っております。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

長年今まで協力いただいていたのが、なぜここで断られたのかということで、何かこちらの対応のまずさがあったのかというふうに感じたところで、そういう今返事が出ましたので、それはそれとしまして。

今までは500万円ということでしたけれども、今回は1,000万円ということになったようでございますけれども、その1,000万円の根拠といいますか、こういったのはどういった形でこの額が決まったのか、その辺お聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

拠出金の額だと思うのですけれども、町の拠出金が1,000万円というお話だと思いますが、今まで中尊寺、毛越寺、西光寺、あとは平泉町でそれぞれ、中尊寺が300万円、毛越寺が225万円、平泉町が500万円、達谷西光寺が10万円ということでそれで拠出いただいて、その中で観光関係の整備事業等やってきましたが、やはり世界遺産登録になりまして観光パンフレット等が例年より多く出るということでパンフレット、後は観光の案内板等々の整備もまだまだ追いついていないということもありまして、世界遺産登録後の観光客の落込みも若干懸念されますので、その落込みを幾らかでも抑えようということでそれぞれ倍、中尊寺、毛越寺には倍近い拠出金をお願いしたところがございますので、併せて町もそれでは2倍ということで金額を定めたところがございます。

議 長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

そうするとこの額で、今後3年間これでそのままいくということなのかどうか。私は前にも一般質問かで話しましたが、根拠ですね、ということは今言ったような、いっぱい来たからパンフレットがいっぱい出るからと、こういったことでこのぐらい増額していただいたと。では、これ逆にがたっと減った場合には下がるのかということもお聞きしたい。要は1人幾ら、例えばですよ、今年は何万人予想されるから1人につき幾らだから幾らだという概略の積算的なそういう根拠に基づいてやったのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議 長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

文化観光振興基金につきましては、3年間の事業計画を立てまして、運営委員会がありますのでその運営委員会にお諮りしまして、その内容でいいということになって決まっておりますので、3年間はそれぞれの拠出金は同額でございます。

観光客の入込みが少なくなった場合は下がるのかというお話ですが、その件につきましては、3年間は同額でいくということで申し合わせしているところでございます。

議 長（青木幸保君）

進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第8号、平泉町文化観光振興基金条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第17、議案第9号、一関地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

議案書39ページでございます。議案第9号、一関地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更に関する協議についての補足説明をさせていただきます。

本議案につきましては、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律による障害者自立支援法の改正により、一関地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更に関する協議につきまして、関係地方公共団体の議会の議決が必要となりますことから今回提案申し上げるものでございます。

審査会規約の一部変更につきましては、本日配付いたしました議案第9号参考資料の、1枚ものでございますが、新旧対照表をご覧ください。

規約の変更の内容でございますが、まず題名について「一関地区障害程度区分認定審査会共同設置規約」を「一関地区障害支援区分認定審査会共同設置規約」とし、第1条では根拠法令、「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、第2条では名称、「一関地区障害程度区分認定審査会」を「一関地区障害支援区分認定審査会」に改めようとするものでございます。

なお、議案書40ページ、別紙にありますとおり、附則といたしまして、この規約は平成25年4月1日から施行する。ただし、題名の改正規定及び第2条の改正規定は、平成26年4月1日から施行するとしようとするものでございます。以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第9号、一関地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の一部変更に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第18、議案第10号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について担当課長の補足説明を求めます。

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

それでは、議案書41ページをお開きいただきたいと思います。

議案第10号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第6号）につきまして補足説明をさせていただきます。

それでは、41ページの裏、第1表、歳入歳出予算補正の補正額で説明をさせていただきますが、款項同額の場合につきましては項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款町税2,710万円、1 項町民税2,263万6,000円、これには個人の現年課税分593万3,000円、法人税現年課税分1,758万5,000円が含まれております。2 項固定資産税158万6,000円の減、3 項軽自動車税10万円の減、4 項町たばこ税508万7,000円、5 項入湯税106万3,000円。

1 1 款分担金及び負担金、1 項負担金213万5,000円、これには保育料現年度分310万1,000円が含まれております。

1 2 款使用料及び手数料195万3,000円、1 項使用料224万5,000円、2 項手数料29万2,000円の減。

1 3 款国庫支出金3,667万1,000円の減、1 項国庫負担金83万4,000円の減、これには児童手当負担金330万8,000円の減額が含まれております。2 項国庫補助金3,584万3,000円の減、これには災害に強い情報連携システム構築事業補助金3,332万9,000円の減額が含まれております。3 項委託金6,000円。

14 款県支出金1,827万1,000円、1 項県負担金4 万円、2 項県補助金1,780万2,000円、これには公共交通バリアフリー化設備等整備費補助金2,690万円、子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特別交付金320万8,000円の減額が含まれております。3 項委託金4 2 万9,000円。

15 款財産収入、1 項財産運用収入9,000円の減。

16 款寄附金、1 項寄附金173万9,000円。

17 款繰入金、2 項基金繰入金990万円の減、これには減債基金繰入金1,000万円の減額が含まれております。

42 ページになります。

19 款諸収入275万1,000円の減、1 項延滞金、加算金及び過料2 3 万1,000円、2 項町預金利子3 万3,000円の減、5 項雑入294万9,000円の減、これには地域支援事業委託金、介護予防事業でございます、524万2,000円の減額が含まれております。

20 款町債、1 項町債1,900万円の減、これには道路改良舗装事業1,120万円の減額が含まれております。

歳入合計補正額1,713万3,000円の減。

42 ページの裏になります。

歳出でございます。

1 款議会費、1 項議会費5 3 万5,000円の減。

2 款総務費1 億7,930万7,000円、1 項総務管理費1 億8,413万6,000円、これには市町村総合事務組合負担金381万1,000円、財政調整基金積立金5,871万8,000円、公共施設等整備基金積立金7,000万円が含まれております。2 項徴税費5 万円の減、3 項戸籍住民基本台帳費432万5,000円の減、これには住民情報システム改修委託料394万6,000円の減額が含まれております。4 項選挙費4 8 万円の減、6 項監査委員費2 万6,000円。

3 款民生費742万7,000円の減、1 項社会福祉費564万2,000円の減、これには国保特別会計繰出金510万9,000円の減額が含まれております。2 項児童福祉費178万5,000円の減。

4 款衛生費2,440万2,000円の減、1 項保健衛生費2,338万6,000円の減、これには放射線健康調査委託料350万円の減額、個別予防接種委託料721万4,000円の減額、簡易水道事業特別会計繰出金300万円の減額が含まれております。2 項清掃費101万6,000円の減。

5 款労働費、1 項労働諸費161万1,000円の減。

6 款農林水産業費340万3,000円の減、1 項農業費201万5,000円の減、2 項林業費138万8,000円の減。

7 款商工費、1 項商工費9 6 万5,000円の減。

8 款土木費1,839万8,000円の減、1 項土木管理費2 4 万9,000円の減、2 項道路橋梁費1,454万7,000円の減、これには除雪委託料300万円、測量設計業務委託料356万6,000円の減額、用地取得費1,161万2,000円の減額が含まれております。

43 ページになります。

3 項河川費8 0 万円の減、4 項都市計画費795万6,000円の減、これには小公園整備用地取得費

401万9,000円の減額が含まれております。5項住宅費515万4,000円、これには高田前住宅外壁塗装工事612万2,000円が含まれております。

9款消防費、1項消防費1億984万4,000円の減、これには情報連携システム構築工事費9,998万9,000円の減額が含まれております。

10款教育費2,230万9,000円の減、1項教育総務費886万7,000円の減、これには空間放射線量低減工事費520万8,000円の減額が含まれております。2項小学校費170万円、3項中学校費465万9,000円の減、4項幼稚園費99万7,000円の減、5項社会教育費698万8,000円の減、6項保健体育費249万8,000円の減。

11款災害復旧費634万6,000円の減、1項土木施設災害復旧費196万9,000円の減、2項農林水産施設災害復旧費437万7,000円の減、これには農業施設災害復旧工事費(単独分)337万7,000円の減額が含まれております。

12款公債費、1項公債費120万円の減。

歳出補正合計額1,713万3,000円の減。

次に43ページの裏でございます。第2表、繰越明許費でございます。

2款総務費、1項総務管理費、再生可能エネルギー設備導入等推進基金事業3,131万1,000円、道の駅整備事業164万円、公共交通バリアフリー化設備等整備事業5,380万円。3款民生費、1項社会福祉費、再生可能エネルギー設備導入等推進基金事業3,013万7,000円。6款農林水産業費、2項林業費、きのこ原木等処理事業300万円。8款土木費、2項道路橋梁費、道路新設改良事業2,852万円、5項住宅費、公営住宅等ストック総合改善事業612万2,000円。10款教育費、3項中学校費、再生可能エネルギー設備導入等推進基金事業1,661万1,000円。11款災害復旧費、1項土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧事業2,312万4,000円。以上9事業、1億9,426万5,000円を繰越そうとするものでございます。

次に44ページでございます。

第3表、地方債補正でございます。変更と廃止でございます。

初めに変更でございます。道路改良舗装事業の変更前の限度額6,830万円を変更後の限度額5,710万円に、学校教育施設等整備事業の変更前の限度額3,780万円を変更後の限度額3,610万円に、公共土木施設災害復旧事業の変更前の限度額960万円を変更後の限度額720万円にそれぞれ変更しようとするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

なお、農業用施設災害復旧事業260万円につきましては、廃止しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願い申し上げます。

議長(青木幸保君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

44ページの裏、第1点目、歳入の面ですね、1款1項に個人と法人があります。まず個人につきましてですが、補正が522万円ですが合わせて2億3,386万6,000円、これ見方というの、予算は予算ですからこれはいいにしても、足したり引いたり何回もあるのかということと思うのですが、平成23年の予算、個人で2億1,478万4,000円ですね、平成24年は2億1,404万7,000円、こういうふうになっているのですが、それで決算を見ますと、平成23年は1億9,193万円ですね、最高アップでね、この2億3,386万6,000円なんてあり得ない金額なのではないかということですね。これ予算の立て方をどこで区切っているのかね、ピリオド、考え方が、いつに何月に区切っているのかなんだか、ここおかしいのではないかと。

もう1回言いますが、平成23年の予算が2億1,478万4,000円ですよ、決算が平成23年度で1億9,193万円ですよ、だからそういう決算とかそういうのを見て予算を立てているのかと、ある程度ね、これあまりにもではないかと。

ちなみに法人の場合も補正額1,741万6,000円プラスです。これ足して5,688万2,000円ですね、これが平成23年の決算で3,389万5,000円ですよ、最高に上がっても。それで予算で見ますとね、平成24年の予算が2,645万3,000円、来年度の平成25年が3,547万円ですよ、なんで5,600万円とこんな立て方をするのかということですよ。やはり実効を見ながら立てていくべきではないかというふうに。あまり極端だからですよ、300万円とか400万円はいいのだけれども、その辺。

それと止め方がいつ止めているのか。我々やはり素人だと動きをみたいからね、どうなのかということと思うわけですね、入ってきたのと歳出がどうなのかと、それが1点。

あまり時間がなかったですね、参考に下の1款町税、2項1目固定資産税なんかね、平成23年の決算が4億5,953万円、これが4億1,200万円ということですから、このあたりも予算と決算がちよっとずれているのかというふうに思いますよ、これらもね。

52ページ、2款3項1目戸籍住民基本台帳費の中の13節委託料があります。住民情報システム改修委託料、これどんなものかということで、これはマイナスになっています。394万6,000円、この辺の説明をお願いしたいと。

53ページの3款民生費、1項1目社会福祉総務費の中の18節備品購入費、障害福祉システム機器購入費、これの説明は昨日あったか、このところの説明をお願いしたいというふうに思います。

それと59ページ、8款2項3目道路新設改良費とあります。その中の17節公有財産購入費とあります。用地取得費が1,161万2,000円減っているのですね、これ減っているのは何なのか、どこの用地なのかということ。

それから更に後ろ60ページにありますが、この中の8款4項3目公園費、その中の17節公有財産購入費、これ減っています。401万9,000円、これは何なのか、そのあたりを説明お願いします。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

個人、法人の町県民税に関してでございますが、町県民税に関しては一応申告納税ということになってございますし、固定資産、あるいは軽自動車に関しましては課税納税ということで、課税納税の場合は客体が実際に掴めるということで、そうそう大きな変動はないわけでございますけれども、申告納税になりますと、あくまでも申告でございますので申告内容によってばらつきがあるということでございます。それでこの補正予算を組む段階では2月末現在の状況により補正をお願いしているところでございます。個人税につきましては税務調査等によりまして、過去5年間に遡った補正申告がなされたということで、それが補正額のほとんどを占めているわけでございますし、法人税に関しましては企業の収益に係る企業割の分が大幅に増えてございます。震災関連の建設業関連、あるいはエコカー減税によります自動車関連の企業の納税が大幅に増えているということで、今回お願いした大幅な税額ということになります。そういうこと的大幅な補正になったということでございます。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

52ページ、13節委託料、住民情報システム改修委託料の関係でございますが、この住民情報システムといいますのは、住民基本台帳に基づいて印鑑登録、それから国民年金、税務の町県民税や軽自動車、法人税、それから国保の各業務を一括管理するシステムとなっているところでございます。そして、ここについてはリース料それから保守点検料と、長期継続ということで5年間契約でやっているものでございまして、平成19年7月から平成24年6月ということで契約しておりました。それで平成24年度、1年分の委託料を計上したところでございますが、今度選挙管理システムがこれに追加することになりまして、それでは7月の税の確定に合わせて公開作業を進めた方がいいということで、平成25年度にもう一度システムを改修することにいたしまして、平成24年度分の7月以降に係る分についてはここで減額をさせてもらったものでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

53ページの3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の18節備品購入費23万2,000円、障害福祉システム機器購入費についてでございますが、これについては平成25年度からの障害者相互支援法に対応した障害福祉サービスシステム機器の購入のための予算でございます。これまで国保連合会を通じて県下で二十数市町村まとまった形でシステムの運営をして参りましたが、この度の改正に合わせた法改正に則ったシステム導入につきまして、なかなか国保連でまとめきれないというか、各市町村での対応となったことから、それが決まったのが今年の12月でございましたので今回の提案になってしまいましたが、これについては国の方から、このシステム購入費については、今年度までであれば100%の補助が付くということで、法改正に

対応したシステムの備品購入となっています。以上です。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

59ページの道路新設改良費の公有財産購入費1,161万2,000円の内訳でございますけれども、今年度用地買収いたしました、一つには町道桐畑線、これが精算の結果540万円程の減額となっております。また、逆に町道三貫線、ここについては240万円程の増と、そして町道中学校倉町線でございますが、現在道路改良を進めております中学校線から平泉中学校の南側にある門に通ずる道路の用地買収費840万円程計上してございましたが、残念ながら平成24年度についても用地交渉がまとまらないために今回減額したということでございます。

次に、60ページの公園費の17節公有財産購入費401万9,000円今回減額しておりますが、これにつきましては現在県が実施しております中尊寺通りに小公園を3カ所程つくる予定で今進めているわけですが、その中の一部について用地地権者の方から全筆の買収を県の方に要望されておまして、県の方でなかなか全筆の買収というのは難しいということから、残地について町の方で費用負担していただけないかというお話が平成24年度当初にございまして計上したわけですが、県の方で用地地権者あるいは隣接する地権者の方々と協議した結果、その土地全部を有効に活用するという方向でまとまったということから、今回町で計上してございました400万円については減額するという事になったものがございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

ありがとうございました。もう2点程ね、やはり町税に関しては、これはかなりのあれですよ、町税の個人で、平成23年度1億9,100万円しかないのだよ、平成23年度の決算、まだ平成24年出ていませんからこれはいいのですが、平成25年の予算でも2億2,800万円しか計上していないのだよ、平成24年は2億1,400万円ですよ、なんで2億3,300万円ですかと、あり得ないのではないですかということ、そんなに大きい金額。私が言っていること分かりませんか。それは法人、その理由だよ。ただ100万円、200万円ではない、見込みが恐ろしく、また減らさなければならぬのですか、恐ろしく後でまた補正を組んで減らさなければならぬでしょう、2億3,300万円だし、昨年度1億9,000万円ぐらいになっているから4,000万円か3,000万円ぐらい減らさなければならぬでしょう、それで。どこで区切っているのか、繰越ししているのかなんだか。

それから法人税、法人税だって1,741万6,000円と話したけれども、法人税は今まで最高でも決算では3,300万円ですよ、予算が今年の予算だって3,500万円しかないのだよ、平成25年度だよ、予算書を見て下さい、3,500万円だよ。平成24年は2,600万円だよ、予算。なぜ5,000万円になるのよ、5,600万円、なぜそんな組み方するのかと。それではさっぱり照合ならないでしょう、我々歳入と歳出と比べようとすると、民間感覚でいっても。これはわずかだからいいけれどもね、これ時間をかけるとあれですけれども、ただあまりにも極端に、またいちごっこみたいにして

補正を組んだりまた下げたり、大胆ではないのですかと、それでいつを限度にしてこれ予算を組むのですか。様々なのだよ、考えることと実効とそれから見込額と、同じ月に見込んでいるのですか、これあまりにも極端ではないかと、予算の組み方がね、そういうことに思うのですよ、そのあたりね。

あまりあれだけども、ただその辺の意味が分からないのですね、こんなに大きくやるということは、常にいっそ大きく組んでまた減らしたり全然照合にならない。ただ行政ですから、どこにもね、だからといって何が得なのか得でないか、これは行政サービスですからそれは何も変わらないかもしれない。私たちだったら目標があって目標に近付けるというチェックが、P D C Aへのチェックがなるのですね、予算がないからこれだけで我慢しようと、ところがこれが大きかったり少なかったり、どれにしようとするのか分からない。これがそういう感覚ではちょっとあまりにも大きすぎるのではないかと。やはり実績費を大事にした方がいいのではないですか、ある程度は。決算ができているのだもの、こういうふうにみんな渡しているのだから、そのあたりいかがですか。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

町民税に関しましては、2月6日現在の実績をもとに算定してございます。それで、これにつきましては全体的に平成24年度の所得が上がってきたということが増になる理由でございますけれども、架空の予算を計上しているわけではございません。あくまでも実績、精査した結果に基づきまして計上しているものでございます。特にも法人税に関しましては、2月末現在で今回お願いしております5,688万円ということで補正後の予算を計上しているわけですが、2月末現在ではほぼこの金額の納税になってございます。ですからこのお願いしている予算につきましては達成できるものと思っているところでございます。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

私が言っているのはね、金を掴んだとか不正したとかそんな問題ではなくて組み方の考え方だと思いますよ、これ実績が出たこの決算書というのは出るのだから、ある程度それを考えるべきではないかということで、これきれいになって、軽自動車税でいいますか、軽自動車税の決算は2,100万円ですよ、きれいにこれ2,100万円ぐらいではないですか、予算も。なぜこういうところが4,000万円も幾らも違うのかということ、抑え方だと思います、それは。繰越しの仕方、幾ら繰越すか繰越さないか、その辺の抑え方だと思います。ちぐはぐで繰越してバランスがアンバランスになっているのですよね、止め方と繰越し方が。ただ、あまりにも大きいからこれはね、考えていった方がいいと思いますよ、これは。よく後で落ち着いて私のあれを調べてみなさい、落ち着いてね。今の答弁はだめですよ、それは、答弁は。なっていないですよ、これ。予算とまだあれですけどもね、予算と決算、これだから何回も言うのだけれどもそういうことです。平成

23年の予算が2,750万円、法人税ではね、平成25年度も3,500万円の予算ですよ、決算が5,600万円でしょう、5,600万円というのはかなり多いのだよ、これはあてにならないということですよ。

議長（青木幸保君）

高橋税務課長。

税務課長（高橋誠君）

繰返しになりますけれども、この法人税に関しましては2月末現在でこの約5,600万円近くの数字で納税になってございます。ですから、あくまでこれは実績に伴った予算編成をしているつもりでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

51ページ裏の2款総務費、1項8目諸費で研修旅費、研修会に行く旅費のところですが、旅費は旅費の問題ではなくて結局研修の回数が少ないから旅費が減額になっているということではないのかというふうに思っているのですが、研修はどんどん、どんどん、社会が変動している中研修を大いにやって、職員の資質の向上というのは町長も掲げておりますので、研修する回数が少なくてもここ減額になっているのではないのかというふうに勝手に解釈しているのですが、研修内容、専門研修というのと一般職員研修というのがありますが、この辺ちょっと詳しくご説明願いたいのですが。

それからもう1点、53ページ、3款民生費です。19節負担金補助及び交付金のところで地域活動支援センター補助金、日中一時支援事業補助金、移動支援事業補助金、みんな減額になっています。現場はお金がない、お金がないというところで、非常に困っている状況をよく聞くのですけれども、ここに減額になってきているということはどういうことなのか、ちょっと詳しく説明いただきたいというふうに思います。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

51ページ裏の8目諸費の研修旅費の減額でございます。この研修につきましては、まず年間予定してございます研修が、一般研修、それぞれの職種とか職務ごとに行う研修が約7課程ほどございます。その他に専門研修といわれるものが17課程ございます。それらの研修に、特別の専門研修についてはそれぞれ1名ずつの旅費を想定してございますし、その他一般研修につきましては、その年代に沿う人数で予算措置をしているところでございます。いずれ一般研修等につきましてはの減額もございますけれども、専門研修につきましては特にも全ての研修に該当する職員全てを派遣できなかったという状況もございます。いずれそれぞれの個人に声かけをしますけれども、仕事の都合上等で研修を受けられなかったという形のものでの減額もございますし、それから一般研修につきましては、特に水道の研修は期間等が長いということもございまして、

水道の研修につきましては額が20万円相当の額でございます。これについては1名予定しているところでもございましたけれども、職務上の都合がございまして行けなかったということもございまして、これらの減額になっている状況でございます。

いずれ一般的にそれぞれの職務によります研修につきましては、基本的には全職員受講させている状況でございますけれども、特別研修につきましてはそういう諸事情により受講ができないという時もございます、このような減額になっているところもございます。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費の19節負担金補助及び交付金の中の日中一時支援事業補助金の61万円の減、それから移動支援事業補助金68万円の減、これらの福祉サービスの負担金補助ということで交付しておりますが、これについては各福祉施設等において福祉サービスをしていただいている部分でございます。それで日中一時支援については、三つの福祉事業所においております。幸得会、ハンズ、たばしね学園、それから移動支援については、幸得会、ハンズ、社会福祉協議会という各福祉施設においている部分でございますが、利用者の状況、それからサービス制度に照らした実績として精算見込みによる減額でございますので、決して福祉で必要な部分を削除しているということではございませんので、実績に照らした減額ということでご理解をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

研修の方をもう一度質問したいと思います。そうすると実務上の研修は十分やっていたかというところでもございますけれども、普段町民からよく言われることに対しては、受付の対応とか電話の対応とか、困っている人に対して気づかってやるという一般的常識なマナーですね、そういうところがやはり若干薄れているというところがあるので、そういうところに対して研修に、それは庁舎内ですることでもあるかとは思いますが、旅費等に関係なく研修の部分というところで、コミュニケーションのとり方とかですね、相手の、そういう一般的対応をするためのサービス業としてのマナーですね、そういうところの研修というのは取り入れているかどうかということを、ひとつ伺いたいですし、こう聞いてみると、職務上、仕事の中でなかなか難しいのだということであればですね、それから今国会では復興にとってのいろいろの予算で質問等をとられているようですけれども、県内、ここ岩手県は被災地なわけですが、世界遺産に登録されて周りからは、平泉町はいいですねということもありまして、遠くから九州やら北海道やら被災地のところに職員を派遣して、早く復興をしようとしている体制が見えているのですけれども、当町ではそういうところに派遣されているかということと、マナーのようなところの研修というところを、ちょっと視点が違うかもしれませんが、その辺のところをご説明いただきたいと思います。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩渕毅志君）

接遇等への研修という形の質問でございますけれども、専門的な接遇等の研修というものには現在は出してございません。ただ、特にも採用間もない、採用時であったりですね、それから採用時のまだ若い時点での研修の中では、一般研修の中で接遇的なものの内容のことに触れることもあります。ただ、専門的な接遇等をする目的で研修には現在出していないところが現状でございます。いずれそういう初歩的な研修等を活用、または庁舎内でのですね、職場内での先輩、同僚等からの研修等で、今後引き続き対応していきたいということで考えているところでございます。

それから、職員の被災地等への派遣ということでございますけれども、もちろん県の方からも、被災自治体につきましては大変職員数が少ないということで応援要請がきているところでございます。ただ、当町といたしましても少ない人数の中で、各サービス業務なり各事務をやりくりしてやっている状況の中で長期的に派遣するのは難しいというところで、長期派遣、特にも半年以上超えるような長期派遣についてはお応えできない状況でございます。ただ短期的、2、3日とかですね、そういう短期的なものに対する対応といたしましては、保健センターの保健師等の派遣等でですね、その短期的な対応につきましては継続した形でやっている状況ではございますけれども、いずれ長期にわたっての継続的な形の支援というのは、今の現状では難しいという状況になっている次第でございます。

議長（青木幸保君）

4番、寺崎敏子議員。

4番（寺崎敏子君）

どこも事情は、余っている町村はないと思います。確かにどこの事情も同じではないかというふうに思いますし、どうぞその辺は、短期の2、3日というよりももう少し長期的に見られるところを検討はしていられないのかと。平泉町では世界遺産の事業で大変忙しい、お客さんもいっぱい来ていいそうですねというような、そういう評判が出てきていますけれども、だからこそ被災地の方に行って支援して、早く復興して、平泉の文化遺産も共に喜んでいただいて平泉に来ていただくという方策の考え方になってもらえればいいのではないかというふうに思います。

それから、接遇についてということでございますが、その接遇も初期の時は誰も、むしろ初期の方が新鮮ですよ、何年か経っていくとこういうものだというものになってしまいますので、やはり計画的にそういうところはお互いに確認しながら、コミュニケーションのとり方とか町民に対する目線というものを常に、キャッチフレーズなり何なりということを得て、町民と一緒に、それこそまさしく協働のまちづくりではないかなというふうに思いますが、課長もう一度お願いいたします。

議長（青木幸保君）

岩渕総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

初めに職員の派遣の関係でございますけれども、いずれ当町といたしましても重々被災自治体に対しての派遣の気持ちは十分あるわけでございますけれども、いずれ当町も今回の大震災によります放射能被害等々ございまして、それらの部署にですね、特にも専門の部署を設置して、そちらに職員等も配属したという経緯もございまして、それ以外に更に含めた沿岸部まで長期にわたって派遣というのは、ちょっと今の状況の中では大変難しい状況でございます。いずれ思い、気持ち的には十分でございますけれども、それらを先程申し上げました短期等の対応でございますね、対応できるのであれば、そういう中で今後引き続きやっていきたいというふうに考えてございます。

それから接遇等でございますけれども、いずれ接遇等につきましては、若いからどうのこうの、年とったからどうのこうのということではございません。全体の職員として今後引き続き、住民に不快感等を味わわせないような形での対応をして参りたいというふうに思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

単純な質問です。51ページの2款1項1目一般管理費の19節負担金補助金及び交付金で市町村総合事務組合負担金というのがありますよね、これは県の町村会の方に行く負担金だと思うのですが、補正はちょっと分かりませんが、当初15万8,000円でしたよね、それが381万1,000円追加して補正を組むという、何かそこにわけがあるのかどうかですね、その辺のところをちょっとお聞きしておきたいと思えます。

議長（青木幸保君）

岩淵総務企画課長。

総務企画課長（岩淵毅志君）

総務費の一般管理費の19節負担金補助及び交付金の増額でございます。これにつきましては平成23年度に発生した東日本大震災の被災された非常勤特別職に対します災害補償費の経費の追加負担ということで、市町村総合事務組合の方から求められた負担金の増額でございます。

議長（青木幸保君）

進行してよろしいですか、ありますか。

それでは、ここで休憩いたします。

休憩 午後2時14分

再開 午後2時29分

議長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

引き続き一般会計補正予算の質疑を行います。

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

47ページの裏ですが、14款2項3目1節保健衛生費補助金の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進の部分でございますが、予算では651万円程ですが今回320万8,000円の減ということですが、この部分をちょっと説明いただきたいと思ひますし、私も大分前にこのワクチンはいいよだから、私が決める話ではないのですけれども、進めた方がいいのではないかというお話をしたことがございますので敢えてしゃべらせていただきます。

ただ、今問題となっているのは副作用の話があります。いろいろと、外国では亡くなった人とか、後は日本の中でも大分ひどい病床にある人もいるという話も聞いております。その中でも、これは中学生ではなく高校生からの方が本当は安全なのではないかという、そういう話もあるようであります。そのところもちょっと聞きたいと思ひます。

議長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

子宮頸がんの予防接種に関する補助金の減ということでございますが、これにつきましては接種者の減によるものでございました。それぞれと申しますか、子宮頸がんそれから小児用肺炎球菌、ヒブワクチン等の予防接種に関する補助金でございました。それで子宮頸がんの部分では当初573万円程を見ていたのですけれども、実績として239万円なのでここでは334万円程の減になってますし、小児用肺炎球菌では当初428万円程見ていたのが、実績として236万円ということで191万5,000円程の減です。それでヒブワクチンについては、当初300万9,000円見ていたのが減額で115万円と、子宮頸がんについては320万8,000円程の減額ということになりましたが、実績としてこれ1回当たり1万5,939円という接種料になっておりました。それで当初は150回見ていたのですけれども、そういった実績の落込みがあると、当初は120人を3回ということで予算を計上しておりました。それが実績としてトータルで150回の実施接種回数になったということでの減額になっております。

年齢の幅と、あとは対象範囲は全て当初では計上しているところですが、実績としてこういった形、それからただいま議員ご指摘の子宮頸がんのワクチンのことでも、ここ2、3日ですね、ニュース等で報道されておりましたので、その辺については詳細これからになるかと思ひますけれども、その辺も見極めた上でどちらになるかとか、その辺も含めた周知なり対応をしていかなければならないものというふうに認識しております。以上です。

議長（青木幸保君）

11番、佐藤孝悟議員。

11番（佐藤孝悟君）

もう接種はしているのですね。それで今言ったように、いろんな症状が、体質的に一人ひとり違うものですから症状が副作用としてあるという話ですが、当町ではそういう状況というのは見られたのですか、見られないのですか。

議 長（青木幸保君）

千葉保健センター所長。

保健センター所長（千葉幸一君）

そういう状況というのは副作用の件でございましょうか。そういう情報は入っておりません。県下でもまだそういう情報は入っていないので、全国的ニュースで出ましたので、おいおい通知はあるものというふうに思っておりました。

議 長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8 番（佐々木雄一君）

繰越明許費できのこ原木等処理事業300万円程繰越明許しているのですが、きのこ農家というのは確か5本指ぐらいだったように記憶しているのですが、これの農家というか、きのこ生産者の数は減っていないのか。そしてこの300万円で何本ぐらいの原木を確保する予定なのか、お聞きしたいと思います。

放射線の関係で今回相当減額しております。これは事業がおよそ見えてきて補正で減額しているのですが、当初見積もりが相当お手盛りだったのか、事業が着手できなくてこれほどの減額になったのかをお聞きしたいと思います。

あとは金額的には1万2,000円のものですが、鳥獣保護区の関係で、これ鳥獣保護区の何か見直しをするという予定になっているのだと思うのですが、その事前調査のようでございますから、その中身をお知らせ願いたいと思います。

議 長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

繰越明許いたしました300万円の内容というか、きのこ原木の対応ですが、現在町内では、生産をしておりました農家は団体を含めて8戸ありまして、全体で3万4,000本程の原木があると、その中で今回この原木処理をします。これは再生ではなくてですね、汚染された原木を一時保管します。これも実は一時保管というか、1カ所に集約した保管場所ではなく現在ある山の、要するに邪魔にならない端っこ、隅っこの方に重ねて、シートを被せて放射性物質が飛散しないような対応、そして自然に減少していくのを待つという状況になります。今は最終処分方法も定まっていないという状況でございますが、そうした原木を運搬移動してですね、そうした一時保管の処理をする費用のことですが、これは今回対象となっているのは8戸のうち3戸、1万7,000本ぐらいを一応予定しております。

これも実は、なかなか原木の処理をするというのは、そういったきちんとした最終処分ができる状態ではないし、今のほだ場をすぐに再生できる状態にもないということで、生産者もどうしようか悩んでいたところがあって、明らかになったのは年が明けてからというところで、ところが今度は雪が降ってですね、なかなかその作業も難しいということで雪が溶けてから、春になってから処理をするということもあります。これは一関地域のしいたけ生産者の統一した、例えば

J Aなり、森林組合の生産部会がありますがそういったところで、自力でやれない方は委託をしてやるということも含めた作業でしたので、全体的に作業が遅れているということで、主だったところはこれからということでの繰越明許の取扱いになりました。

町内ではそうした3戸の生産者がそういった処理を、移動運搬の処理をしたいということで予算化したものですが、いずれ4月以降の作業になるということでございます。

また現在、鳥獣保護に関しては被害防止計画というものを、実は今年度末までにですね、計画を立てるということで今最終段階に入っていて、その被害防止計画を定めまして、そうしますとこれは例えば国とかの補助が受けられまして、そうした鳥獣保護の被害の対策事業を補助事業で受けられるということで、その計画に沿った形でやっていけば、そういったものでございまして、新年度からはそうした鳥獣被害対策を関係者、そして被害者等と打ち合わせ、検討をしまして対策をとっていきたいということで考えております。

議長（青木幸保君）

菅原放射線対策室長。

放射線対策室長（菅原克義君）

環境衛生費の減額の関係ですが、当初では1,386万9,000円程計上しておりました。平成24年度の当初予算の時点では除染実施計画等もまだ定まっておらずで、どのようにこの放射線対策が進んでいくのかというのが見えなかった段階での計上という状況で、それで平成24年度の当初予算を策定する当時、考えられる分は全てまず計上していくという方針のもとに平成24年度の当初予算を組んだという経緯がございます。今回、決算がだんだん近付いてきている中で、予算の残の分を減額していったということになります。

少し説明申し上げますが、55ページです。消耗品の95万円の減額につきましては、大きいところで100万円程ですね、各個人の除染といったようなものも想定したもとの100万円程組んでいたわけですが、除染実施計画でいずれ平成25年度からということになりましたので、当座に必要なマスク、手袋とか除染用具に必要な分、4月からできる分を購入した残り、95万円程は減額をしたという経緯でございます。

12節役務費の中の放射性物質検査手数料195万円程、これも減額しておりますが、これにつきましては当初で210万円程持っていたわけだったのですが、灌水の検査分、2回程使った残りが全て減額ということになりました。

もう一つ、機械の借上料50万円程でございますが、これも機械を借上げてですね、除染作業に使うということを想定しておいたわけだったのですが、基本的には使わないですんだということで50万円減額をしております。

55ページの裏にいまして工事請負費135万1,000円の減額ですが、保健衛生費の中で支出したのは3区と14区と、それから木工芸館の除染工事を行いました。まずその残り分は今回減額したということになります。

最後になりますが、19節負担金補助及び交付金だったのですが100万円減額しております。これも放射線の測定器が整備されない中で計上した、個人が検査した場合に一部補助しますとい

う想定のもとに計上したわけだったのですが、その後、農林課にある測定器を消費者庁から借りられるという状況もありましたので、自前でできるということでこれらの補助金は不要になったということで今回減額になりました。以上でございます。

議長（青木幸保君）

8番、佐々木雄一議員。

8番（佐々木雄一君）

きのこ原木処理ですが、現場にそのまま置くということで本当にいいのか。居住地からは離れているという状況かとは思いますが、やはりそれらも仮にでも地中に埋めるとか、そういう作業はしないのかどうかということですね、それらをもう一度お聞きしたいと思います。

鳥獣保護の関係で、これ被害は何の動物の被害を想定して、この事業を採択したいがためというか、その調査、事前調査ですから、何の動物を対象とした被害を想定しているのか、もう一度お聞かせ願いたいと思います。

議長（青木幸保君）

石川農林振興課長。

農林振興課長（石川二三夫君）

汚染原木の処理ですけれども、これは例えば汚染土砂とかなんかとは違いまして、また山の中にほだ場がありますので、そういった現場の状況から考えて、今穴を掘って埋めるという処理の部分のものは作業メニューにはなくて、また恐らくはそういった現場の状況を考えて今後もそのほだ木を地中に埋めるというのはちょっと今のところは想定されていないようでございます。いずれ例えばいろんな処理が進んでいけば、最終的には焼却処分というのも考えているということもあるようですので、地中への埋設はないかと思っております。

あとは被害鳥獣、この防止計画にはどういった動物が入るのかということですが、カラス、スズメから始まって、例えば一般的には今いわれているハクビシン、クマ、イノシシ、その辺のところを中心になるかと思えます。

議長（青木幸保君）

先程の質問の中で、教育委員会の関係の放射線の減額部分がありましたのでご答弁いただきます。

稲葉教育次長。

教育次長（稲葉幸子君）

放射線関連の教育委員会の部分ですが、61ページの10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、15節工事請負費の空間放射線量低減工事費でございますが、これは平泉小学校、長島小学校、平泉中学校の校庭の除染と、それから長島体育館の除染工事それぞれを含んだものです。それぞれ入札等行っておりまして、入札減によるその残額となっております。

また、13節委託料につきましては、全て工事費の方で相談して対応していたところで、低減作業に係る分については高圧洗浄等を見込んでおりましたが、それについては放射線対策室の方で直営でやっていただいたということで、この100万円については当初予算の100万円をそのまま

減額したというところです。

議長（青木幸保君）

ほかにごいませんか。進行してよろしいですか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは進行いたします。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第10号、平成24年度平泉町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第19、議案第11号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第11号、平成24年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

68ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の場合は項の補正額でご説明いたします。

2款使用料及び手数料、1項手数料4万5,000円。

3款国庫支出金63万1,000円、1項国庫負担金91万9,000円の減、2項国庫補助金155万円、震災影響による財政負担への調整交付金の追加がございました。

4款県支出金810万8,000円、1項県負担金3万9,000円の減、2項県補助金814万7,000円、これは平成22年度、平成23年度の特設健診受診率の調整による追加でございます。

5款療養給付費交付金、1項療養給付費交付金90万5,000円、退職者医療交付金の変更決定による追加です。

6 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金 5 0 万7, 000円、国保連の確定額による高額医療費共同事業交付金が411万円の増、また保険財政共同安定化事業交付金360万3, 000円の減になっております。

9 款繰入金 7 5 万9, 000円の減、1 項他会計繰入金510万9, 000円の減、2 項基金繰入金435万円、財政調整基金繰入金の取崩しを行うものです。

1 1 款諸収入 3 4 万3, 000円、1 項延滞金及び過料 6 5 万円、2 項雑入 3 0 万7, 000円の減、特定健診個人負担金の減でございます。

歳入合計補正額978万円。

次に 6 9 ページ、歳出でございます。

1 款総務費 9 9 万9, 000円の減、1 項総務管理費 8 7 万5, 000円の減、国保連共同電算処理委託料等の減でございます。2 項徴税费 1 0 万4, 000円の減、3 項運営協議会費 2 万円の減。

2 款保険給付費945万円、1 項療養諸費875万9, 000円、2 項高額療養費276万1, 000円、1 月から2月の算定見込額によりまして追加してございます。3 項出産育児諸費171万円の減、4 項葬祭諸費 3 6 万円の減。

7 款共同事業拠出金、1 項共同事業拠出金289万5, 000円、保険財政共同安定化事業拠出金の305万1, 000円の追加が入っております。

8 款保健事業費、1 項保健事業費156万6, 000円の減、特定健康診査の受診者数減による事業費の減額が主でございます。

歳出合計補正額978万円。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

進行します。

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 1 1 号、平成 2 4 年度平泉町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 1 1 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第 2 0、議案第 1 2 号、平成 2 4 年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

議案第 1 2 号、平成 2 4 年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）の補足説明をさせていただきます。

7 6 ページ裏をご覧ください。第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですの項の補正額でご説明いたします。

歳入、1 款後期高齢者医療保険料、1 項後期高齢者医療保険料 1 4 万 2, 000 円。

3 款繰入金、1 項一般会計繰入金 184 万 3, 000 円の減、機器のリース料減額による事務費の繰入金の減額でございます。

歳入合計補正額 170 万 1, 000 円の減。

歳出、1 款総務費、1 項総務管理費 184 万 3, 000 円の減、保険料徴収システム機器リース料の減額でございます。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項後期高齢者医療広域連合納付金 1 4 万 2, 000 円。

歳出合計補正額 170 万 1, 000 円の減でございます。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 1 2 号、平成 2 4 年度平泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議 長 (青木幸保君)

挙手全員です。

したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議 長 (青木幸保君)

日程第21、議案第13号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第4号)を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

青山町民福祉課長。

町民福祉課長(青山モト子君)

議案第13号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算(第4号)の補足説明をさせていただきます。

78ページ裏をご覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款項同額の補正ですので項の補正額でご説明いたします。

歳入、1款使用料、1項施設使用料790万5,000円の減、入館者につきましては、節電キャンペーンやポイント2倍サービスなどによる平成22年度に比べますと増加していましたが、時間無制限や高齢者200円引きなどのサービスにより入館料の増加には至らなかった状況でございます。

2款繰入金、1項他会計繰入金717万8,000円、入館料の減、重油等の燃料費高騰、ガス・水道使用料の増による一般管理費への財源としての繰入金の追加でございます。

4款諸収入、1項諸収入21万1,000円、食堂売上げ44万8,000円の追加が入っております。

歳入合計補正額51万6,000円の減。

歳出、1款総務費、1項総務管理費51万6,000円の減。

歳出合計補正額51万6,000円の減。

次に、第2表、繰越明許費でございますが、1款総務費、1項総務管理費、再生可能エネルギー設備導入等推進基金事業3,013万7,000円でございます。温泉を災害時に避難施設とすることにより再生可能エネルギー設備の導入を予定していましたが、県との協議を進めてきた中で基本計画の策定に不測の日数を要したこと等によりまして繰越すこととなります。

以上、ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 (青木幸保君)

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

いつものことでございますけれども、一般会計からの繰入れが今年度も700万円だったと、こういったことですが、以前に私、一般質問した時に、これ指定管理者に委託すべきだということを申し上げた経緯がございます。多い時で確か1,600万円ぐらいになった年もあったかと思っておりますけれども、ですから任せるべきだと。その時の町長の答弁は、平成24年度で確かこれの起債が終わるのでそれまで何とかしたいと、このままにしておきたいということと、観光客が大分入るようになってきたので増えてきたと、こういったことを申されております。一応今年度で終わったのだから指定管理の方に移行するスケジュールと申しますか考えと申しますか、そういったものがあるのかなのか、ここで改めて聞きたいと、こういうふうに思いますし、先程再生可能エネルギーのことで、太陽光を付けてしまうと今度は避難所という形で民間に委託してしまうと、果たしてそういうものを付けて、そういうのを付けた結果、そういうものに移行できるものなのかどうか、その辺も含めてお聞きしたいと。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

温泉の指定管理者等にしていくことにつきましては、確かに平成24年度で起債の償還が終わっているということで、その辺の検討も含めてやっていきたいという話をしてきたところですが、入館者とかも増えて、健康福祉交流館という平泉町の施設だということもあったところがございますが、一気に全ての施設を指定管理者だったり委託にするとかということではなくて、まず一部を委託するとかを今後検討していきたいということで、運営委員会の中でもいろんな意見をいただきながら進めてきているので、本来は平成24年度中にそこももう少し進めるべきだったと思うのですが、もうちょっと時間をかけまして、全てを委託とか指定管理者ではなくて、やっていくところを検討していきたいと思っております。

それに兼ね合います、この太陽光発電を設置することによりまして、それにつきましては委託であれば町の施設でありますのでそれは可能かと思っております。以上でございます。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

そうすると、あれをそっくり指定管理ということで任せる気持ちはあまりないと、要するに中のどこかの部分を部分的に委託するというのであればけれども、そっくり任せるということ私は考えていないと、こういうふうに今解釈しましたけれども、それでいいのかどうか。そのことと、これは私の想像で言うので誠に申し訳ないですが、恐らくこれが年を追うごとにまた700万円が800万円、800万円が900万円と以前の姿に戻るだろうと、こういうことも考えられますし、10年も過ぎるとそろそろ設備等の問題もいろいろなって模様替え、こういったものもリニューアルしなければなかなかお客さんも来なくなってくるのではないかと、こういったこともございますし、もうはっきりそこでやらないというふうに考えていいのかどうか、そこをしつ

かり、もし、もう少し検討したいということであれば、いつ頃まで検討するのかその辺を、何年度中に結論を出したいという形ではっきりそこを示しておいた方が、年々これは増大すると私は見ておりますので、その辺もし予定が立つのであれば、見通しが立つのであれば、その辺の期限も言っていただければと、こういうふうに思います。

議長（青木幸保君）

菅原町長。

町長（菅原正義君）

町民温泉については、本当に使用料が金として増えていないというのが現状でございます。利用者は増えている一方ということですが、どうしてもいろいろとキャンペーン等を行って、人数は増えているのですが収入が増えないと。その大きな要因としていろいろと私も中身を見させていただいたのですが、燃料費の高騰というのがやはり大きいです。スタートから見れば単価が2.2倍ぐらいまで、燃料がですね、経費が当初からすると2.2倍になっていると、その大きい要因は単価が上がっているというのが大きいかと思えます。ただ、それとはいってもですね、その中身を今後どうするかということについては、実は行革プランで平成25年度においてその方向性を定めるということで計画に入れております。ですので、最終的には結果が平成25年に決まらなくてもですね、平成25年度には早速その指定管理者という部分でですね、対象者といたしますかね、方とお話を進めたいというふうに考えております。あとは先程担当の課長の方から話を申し上げましたが、一部委託についても併せて検討して参りたいというふうには考えております。以上です。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

79ページの裏の歳入の2款繰入金のところですね、1項1目一般会計繰入金、結果的には4,400万円繰入れしているわけですけども、予算委員会でも聞いたら平成24年12月現在で7万6,960人の入館者という話で、平成25年度の予算でも一般会計の繰入金は681万1,000円ですね、そうした場合、極端に広範囲になって繰入金が増えているのですよ。何が原因なのか、やはり入館者かどうなのかというような、入館料の部分なのかと思いつつながら、それで町民サービスだからいいのではないかという意見もあるのですが、4,000万円も一般会計から投入して、それで町民サービスだと言い切れるのかどうか、もう少し運営の工夫はないのかどうかですね。どのように分析しているのですか、この歳入歳出部分の、先程は燃料費の2.2倍か2.5倍に膨れあがったという説明は一つの要因でしょうけれども、他に大きな要因があるはずですね、何ですか、その辺ちょっと教えてください。

議長（青木幸保君）

青山町民福祉課長。

町民福祉課長（青山モト子君）

この一般会計からの繰入金4,442万1,000円になっておりますが、これは再生可能エネルギーで

太陽光発電の部分が100%補助でこちらの方に、一般会計から温泉会計に入れておりますのでこのように大きくなっておりまして、今回純粹といえれば変ですが、温泉への一般会計からの繰入金
は、実は当初404万3,000円でしたが随時補正してきておりまして、この4号補正で総額
1,246万4,000円となったところがございます。歳入を見込めない状況ですが、必然的に歳出は出
ていく、経常経費は出ていくわけでございますので、それに見合った財源をやはり一般会計から
繰入れしてもらっているということで、平成24年度末現在で、例えば歳出の部分の通常経費を
見た時に165万円程の経費が増となっております。先程町長が話をしましたが、燃料費の高騰で
あったり、水道料・電気料とかにあることもあります。そしてその他に入館料につきましては、
入館料とか食堂の売上げは増とかとなっておりますけれども、その辺の精査で650万円程減にな
っております。そうするとその650万円程と通常経費の不足分が一般会計からの繰入分になっ
ていったということになると思います。ここは財源がなければ別会計ということもありますので、
やっていくために一般会計からの繰入れをお願いしたいところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

進行します。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第13号、平成24年度平泉町健康福祉交流館特別会計補正予算（第
4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第22、議案第14号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を議
題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

議案書の81ページをお開き願います。

議案第14号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）について補足説明をさせていただきます。

81ページの裏をお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正でご説明させていただきます。款項同額補正でございますので項の補正額でご説明申し上げます。

歳入、1款使用料、1項駐車場使用料76万7,000円の増でございます。これにつきましては各駐車場の実績を見込んだ増額でございます。

歳入合計76万7,000円の増でございます。

歳出、1款総務費、1項総務管理費76万7,000円の増でございます。主なものといたしまして、駐車場施設整備基金積立金が含まれてございます。

歳入合計76万7,000円の増でございます。

ご審議の程よろしくお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

昨日の予算委員会の方でもこの件について出たようですけれども、料金の徴収方法についてですけれども、なんか聞くところによると、あそこの駐車場は早朝に行けば無料で停められるということが今流行のスマホとかあれに載っているということで、早朝にそれを見て来る人がいると。今度は逆に、入った後の料金徴収については、以前私がこのことについて質問した時には、あそこの料金徴収者が出勤していった時にもう既に入っていた者については、ナンバーをチェックしてそれで出ていく時にもらうのだと、こういった答弁をいただいた経緯がございます。実際それらを働いている方たちにお尋ねすると、なかなか朝の来た時というのはとても忙しくてそこまで手が回らないと、こういったことを聞いてございます。その辺はどのようになっているのか。実際に私、スマホで見たこともありませんけれども、入っている方たちの中ではそういったのが噂になっているということも聞いてございます。その辺は知っているのか知っていないか、対策はどういうふうなことを考えていたのか、その辺をちょっとお聞きしたいと。

議長（青木幸保君）

千葉観光商工課長。

観光商工課長（千葉多嘉男君）

各駐車場に8時半以前に入った車、乗用車等につきましては、事前にナンバープレート等を徴収員が記録しておりまして、駐車場を出る時に使用料をいただくことを徹底しておりますし、そのとおりにやっていますと聞いています。

議 長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議 長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第14号、平成24年度平泉町町営駐車場特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第23、議案第15号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書83ページでございます。

議案第15号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

83ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金44万2,000円。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金600万円の減。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金56万2,000円の減。

7 款町債、1 項町債1,410万円の減。

歳入合計2,022万円の減。

次に歳出でございます。

1 款下水道事業費、1 項下水道事業費2,022万円の減。

歳出合計2,022万円の減。

次に84ページ、第2表、地方債補正でございます。変更後の内容についてご説明申し上げます。起債の目的、公共下水道事業、限度額3,450万円。流域下水道事業、限度額840万円。資本費平準化債、限度額4,460万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

84ページのこれは今始まったことではないのですけれども、資本費平準化債、これ企業でいうと禁じ手ですよ、これは法的に認められて、三位一体改革の時だったか確か資本費平準化債というものの発行を認めるということで法的に基づいてやっている、それは間違っていることではないのですけれども、これの中身を見ますとですね、結果的には体力が弱くなってくればそれに合わせて、要するに借入を先延ばしすると、楽にするということのものにしか過ぎないと、こういったことと私は解釈してございます。公共工事ですので、世代間が同じように利用するのだから世代間で負担すればいいのだから長く延ばしてもいいのだと、そういう考えもございませうけれども、どうもこの平準化債を使うと、例えば私これを計算してみたのですよ。例えばこの限度額の4,530万円、これを仮に公共下水道事業債の方でいくと2分の1補助、それを5年据置き20年ローンということをする、単純に計算してみますと4,500万円借りるのに6,200万円払わなくてはならないのですよ、25年後までにですよ。それを今度平準化債にするとですね、逆にこれ平準化債の2分の1交付税が減らされますよ、それを差引くとどうということになるかと、非常に恐ろしい品物だなと、これは私が思うのですけれども、今回の一般会計の予算にもございましたけれども、この辺何とかこの平準化債だけ借りないようにやれないものなのかと、要するにその分は一般会計から持ってこなければならぬのだけれども、その辺をどういうふう考えているのか、その辺ちょっとお聞きしたい。

議長（青木幸保君）

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

資本費平準化債の内容でございますけれども、今議員お話のとおり、下水道については先行して多額の投資をするということから、本来であればその時点の受益者等がその利用負担をするというのが基本であるわけですが、そうしますと、その事業を進めているその当時の受益者に多額の負担が強いられるということから、それを後年度に延ばして、今後使うであろう使用者に負担を均等に負担していただくという考え方でこの資本費平準化債というのが出ておりますので、確かに一般会計からの繰入金、その事業をしたごとに多額に繰入れができれば平準化債を借りる必要はないとは思いますが、現在の財政事情からするとそれは非常に難しい状況だ

というふうに捉えていますので、やはり平準化債に頼らざるを得ないというのが実状というふうにご理解をいただきたいと思います。

議長（青木幸保君）

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

これは後は一般質問でないと横に脱線してしまうということですがけれども、いずれ私は平準化債を借りながら、どんどん、どんどん下水道を延長していくのは問題だということを言いたいのです。ですから3年なり5年なり下水道工事を一時凍結できないかということをしんじ上げたのもそういったようなことでした。以上です。これは要望です。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「進行」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第15号、平成24年度平泉町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第24、議案第16号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書87ページでございます。

議案第16号、平成24年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

87ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は項の補正額でござ

説明いたします。

初めに歳入でございます。

1 款分担金及び負担金、1 項分担金 5 5 万 9,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料 1 6 万円。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金 232 万 1,000 円。

6 款町債、1 項町債 330 万円の減。

歳入合計 2 6 万円の減。

次に歳出でございます。

1 款農業集落排水事業費、1 項農業集落排水事業費 1 7 万 9,000 円の減。

2 款公債費、1 項公債費 8 万 1,000 円の減。

歳出合計 2 6 万円の減。

次に 8 8 ページ、第 2 表、地方債補正でございます。変更後の内容についてご説明申し上げます。起債の目的、資本費平準化債。限度額 1,160 万円。起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第 1 6 号、平成 2 4 年度平泉町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第 1 6 号は、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

日程第 2 5、議案第 1 7 号、平成 2 4 年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは、議案書91ページでございます。

議案第17号、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の補足説明をさせていただきます。

91ページの裏の第1表、歳入歳出予算補正でございます。款項同額の場合は、項の補正額でご説明いたします。

初めに歳入でございます。

2款使用料及び手数料87万5,000円、1項使用料84万円、2項手数料3万5,000円。

4款繰入金402万円の減、1項他会計繰入金300万円の減、2項基金繰入金102万円の減。

歳入合計314万5,000円の減。

次に歳出でございます。

1款水道事業費305万5,000円の減、1項水道管理費52万5,000円、2項営繕費50万円の減、3項水道事業費308万円の減。

2款公債費、1項公債費9万円の減。

歳出合計314万5,000円の減。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第17号、平成24年度平泉町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第26、議案第18号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、担当課長の補足説明を求めます。

鳥畑建設水道課長。

建設水道課長（鳥畑正彦君）

それでは議案書94ページでございます。

議案第18号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第4号）の補足説明をさせていただきます。

それでは95ページの平成24年度平泉町水道事業会計補正予算実施計画書、収益的収入及び支出でございます。項目同額の場合は目の補正額でご説明いたします。

初めに収入でございます。1款水道事業収益57万7,000円、1項営業収益、2目その他営業収益27万9,000円、2項営業外収益、4目雑収益29万8,000円。

収入合計57万7,000円。

次に支出でございます。1款水道事業費用57万7,000円、1項営業費用26万5,000円、2目配水及び給水費69万8,000円の減、4目総係費14万1,000円、6目資産減耗費82万2,000円、2項営業外費用、3目消費税及び地方消費税31万2,000円。

支出合計57万7,000円。

次に95ページの裏、資本的収入及び支出でございます。款項目同額の場合、目の補正額でご説明いたします。

収入の部でございます。1款資本的収入470万円の減、1項企業債、1目企業債400万円の減、2項負担金、1目負担金70万円の減。

収入合計470万円の減。

次に支出の部でございます。1款資本的支出、1項建設改良費、1目一般改良事業費370万円の減。

支出合計370万円の減。

次に、戻りまして94ページの裏でございます。第4条、企業債の補正でございます。変更後の内容についてご説明申し上げます。

起債の目的、建設改良事業、限度額2,000万円、起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更前と同じでございます。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で担当課長の補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

それでは、これから議案第18号、平成24年度平泉町水道事業会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

休憩といたします。

休憩 午後3時31分

再開 午後3時44分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

日程第27、議案第19号、平成25年度平泉町一般会計予算、日程第28、議案第20号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計予算、日程第29、議案第21号、平成25年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、日程第30、議案第22号、平成25年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、日程第31、議案第23号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計予算、日程第32、議案第24号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計予算、日程第33、議案第25号、平成25年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、日程第34、議案第26号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、日程第35、議案第27号、平成25年度平泉町水道事業会計予算を一括議題とします。

本案について、予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長、高橋幸喜議員。

5番、高橋幸喜議員。

5 番（高橋幸喜君）

予算特別委員会の審査報告を行います。

議案第19号、平成25年度平泉町一般会計予算、議案第20号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計予算、議案第21号、平成25年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算、議案第22号、平成25年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算、議案第23号、平成25年度平泉町

町営駐車場特別会計予算、議案第24号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計予算、議案第25号、平成25年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算、議案第26号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計予算、議案第27号、平成25年度平泉町水道事業会計予算。

本委員会に付託された上記議案について、3月11日、12日の両日にわたり審査した結果、次の意見を付して、原案賛成すべきものと決定したから会議規則第76条の規定により報告いたします。

裏をお開き願います。審査意見、1、財政運営に当たっては安定的な自主財源の確保に努めるとともに、行政改革を進め積極的に経費節減を図り、効率的・効果的な事務執行に努めること。2、町立体育館建設費の執行に当たっては、住民との合意形成をはかりながら、慎重に進めること。3、放射線対策は、町民の健康を最優先に積極的な対応を図ること。4、農業振興政策の積極的な促進と、道の駅に対応する生産者の体制整備を図ること。

以上でございます。

議長（青木幸保君）

以上で予算特別委員長の報告を終わります。

これから日程第27、議案第19号、平成25年度平泉町一般会計予算を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（青木幸保君）

起立多数です。

したがって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第28、議案第20号、平成25年度平泉町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第29、議案第21号、平成25年度平泉町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第30、議案第22号、平成25年度平泉町健康福祉交流館特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第31、議案第23号、平成25年度平泉町町営駐車場特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第32、議案第24号、平成25年度平泉町下水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第33、議案第25号、平成25年度平泉町農業集落排水事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第34、議案第26号、平成25年度平泉町簡易水道事業特別会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に日程第35、議案第27号、平成25年度平泉町水道事業会計予算を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。

本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議 長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

休憩といたします。

休憩 午後3時54分

再開 午後4時03分

議 長（青木幸保君）

それでは再開をいたします。

日程第36、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定によって畠山寛二議員の退場を求めます。

暫時休憩します。

休憩 午後4時04分

（畠山寛二議員、退場）

再開 午後4時04分

議 長（青木幸保君）

再開いたします。

提出者の説明を求めます。

菅原町長。

町 長（菅原正義君）

それでは、追加議案の説明をさせていただきます。

議案書その2の1ページをお開き願います。

同意第1号の提案理由を申し上げます。

教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてでございます。

次の者を教育委員会の委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法

律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

住所、平泉町長島字山王5番地、氏名、畠山勝彦、生年月日、昭和40年7月1日。この同意案件は、畠山勝彦委員が平成25年3月31日をもって任期満了となりますことから同意をお願いしようとするものでございます。よろしく願いをいたします。

議長（青木幸保君）

これで提出者の説明を終わります。

人事案件ですので、質疑、討論を省略して、これから同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（青木幸保君）

起立全員です。

したがって、同意第1号、教育委員会の委員の任命に関し同意を求めることについては、同意することに決定しました。

暫時休憩です。

休憩 午後4時06分

再開 午後4時06分

議長（青木幸保君）

再開いたします。

日程第37、発議第1号、平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

発議第1号、平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例でございます。提出者は私、畠山寛二。賛成者は、升沢博子議員、寺崎敏子議員、阿部正人議員、佐藤孝悟議員の議会運営委員会全員であります。

平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第13条第2項の規定により提出します。

次のページになりますけれども、平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例。

平泉町議会委員会条例の一部を次のとおり改正する。改正の理由でございますが、平成24年9月5日に施行された地方自治法の一部改正に伴い、本法の委員会に関する規定が簡素化され、委員の選任等に関する事項が条例に委任されたことに伴い、本委員会条例の一部を改正しようと

するものであります。

なお附則として、この条例は、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上ですが、ご審議の程よろしく申し上げます。

議長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第1号、平泉町議会委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第38、発議第2号、平泉町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

10番、畠山寛二議員。

10番（畠山寛二君）

発議第2号、平泉町議会会議規則の一部を改正する規則でございます。提出者は私、畠山寛二。賛成者は、升沢博子議員、寺崎敏子議員、阿部正人議員、佐藤孝悟議員の議会運営委員会全員であります。

平泉町議会会議規則の一部を改正する規則。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定により提出します。

次のページになります。

平泉町議会会議規則の一部を改正する規則。

平泉町議会会議規則の一部を次のとおり改正する。改正の理由でございますが、平成24年9月5日に施行された地方自治法の一部改正に伴い、公聴会の開催及び参考人招致が本会議でもできることとなったことから、会議規則にその条項を盛り込むため会議規則の一部を改正しようとするものであります。

なお附則として、この規則は、公布の日から施行しようとするものでございます。
以上であります。ご審議の程よろしくお願いします。

議長（青木幸保君）

以上で提出者の説明を終わります。

これから質疑を行います。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

討論なしと認めます。

これから発議第2号、平泉町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長（青木幸保君）

挙手全員です。

したがって、発議第2号は、原案のとおり可決されました。

議長（青木幸保君）

日程第39、議員の派遣についてを議題とします。

お諮りします。

平成25年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会等については、別紙議員派遣一覧表のとおり、本議会の議員を派遣することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、平成25年度に開催が予定されている各種会議、議員研修会等については、別紙議員派遣一覧表のとおり決定しました。

お諮りします。

ただいま決定した別紙議員派遣一覧表以外に議員の派遣の必要が生じた場合は、その都度、議長において指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣一覧表以外の議員派遣については、そのように取り扱うことに決定しま

した。

議 長（青木幸保君）

お諮りします。

ただいま阿部正人議員ほか4名から発議第3号が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第40として議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

異議なしと認めます。

したがって、発議第3号を日程に追加し、追加日程第40として議題とすることに決定しました。

議 長（青木幸保君）

日程第40、発議第3号、T P P 協定交渉への参加に反対する意見書の提出についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

3番、阿部正人議員。

3 番（阿部正人君）

発議第3号、T P P 協定交渉への参加に反対する意見書の提出について提案いたします。

提出者、私、阿部正人。賛成者、小松代智議員、千葉勝男議員、石川章議員、畠山寛二議員でございます。

それでは、上記の議案について別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

裏面をお開き願います。T P P 協定交渉への参加に反対する意見書（案）。これにつきまして朗読させていただきます。

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定は、我が国の農林水産業や地方経済への大規模な打撃のみにとどまらず、国民の命と健康の基盤である医療報酬制度等日本固有の制度・慣行・風土・歴史など様々なものに大きな影響を与えかねない。T P P 協定に参加しないことこそが国益にかなうものであり、国においてはT P P 協定交渉参加の検討自体を直ちに中止するよう強く要望する。

理由、第46回衆議院議員総選挙において、T P P 協定への交渉参加の是非が大きな争点となっている。

政府は、T P P 協定への交渉参加について積極的に推し進めることを明言し、一部経済界や大手マスコミもそれに追随する声を上げているが、交渉参加に対する疑問の声も大きく、世論を二分する状況になっている。

我が国のこれまでの経済発展の大きな柱を担ってきたのが貿易収支の黒字であり、今後の日本の成熟した発展のためにも、F T AやE P Aなどのより多くの国々との自由貿易体制を維持拡大し

ていく必要があるのは衆目の一致するところである。

しかしながら、T P P協定は、現在明らかになっているだけでも、例外なき関税の撤廃を原則としているものであり、その交渉分野は21以上にも及び、衛生植物検疫、金融サービス、労働、政府調達、知的財産などの様々な分野での市場開放を求めるもので、単なる自由貿易協定の枠組みには収まらない性格のものである。

仮にT P P協定交渉に参加し、関税が撤廃された場合、国の試算では農林水産物の生産額は4兆5,000億円程度減少し、食料自給率は40%から13%程度に低下、雇用も350万人程度減少すると予想されている。

また、本県農林水産業への影響も、農林水産物生産額全体の6割に相当する1,682億円が減少し、米や豚肉等の主要品目は、ほとんどが輸入品に置き換わると見込まれているが、その一方、関税撤廃による我が国の貿易上の利益等については明らかになっているとは言い難い状況にある。

そもそもT P P協定については国民への情報開示が少なく、その全容が明らかになっている訳ではなく、拙速に交渉に参加すれば大きな国益を損なう可能性が否定できない。

政府は、早期の交渉参加によって、我が国に有利なルール作りが可能になることを理由の一つに挙げているが、アメリカ主導によって11か国の枠組みが成立しており、今後、我が国に有利なルール作りの変更の可能性については困難であるとも言える。

以上、農林水産業や地方経済への大規模な打撃のみにとどまらず、国民の命と健康の基盤である医療制度等日本固有の制度・慣行・風土・歴史など様々なものに大きな影響を与えかねないT P P協定には参加しないことこそが国益にかなうものと思われる。

よって、国においては、T P P協定交渉参加の検討自体を直ちに中止するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年3月14日、岩手県平泉町議会。

以上、よろしくご審議をお願いいたします。

議長（青木幸保君）

以上で説明を終わります。

これから質疑を行います。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

T P Pに関してはですね、私も非常に興味を持って直近情報をいろいろ集めている最中ですが、ちょっと不確定な部分が結構ありましてね、まだ何とも言えないのですが、2ページ目に農林水産業や地方経済への大規模な打撃という表現がありますが、農林水産業はG D Bにおいては何%ぐらいの割合があるのでしょうか。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

私、残念ながら持ち合わせはしていませんが、よく調べて後ほど回答したいと思います。

議長（青木幸保君）

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

どのぐらいGDPの中で寄与度があるかを理解していないでTPP反対というのは、ちょっと暴走にすぎるとな気がしますよ。日本は工業立国といわれていますね、工業を中心にずっと経済成長してきていまして、農業は食料部分で貢献してもらっていますので必要なことは必要ですが、どうもその辺の認識がちょっとあまり、要するに全国民の中で農業従事者を、私が聞いた話では約250万人、JAの職員が22万人という数字が出ていました。昨日かおとこのテレビを見ていましたらね、その方たちが結構これに対して反対しているという話を聞いたのですけれども、残りの国民は何かその辺の意見があまり聞こえてこないといえますか、何人かはいるのでしょうかけれども。ですから一部の方たちのためにということにはね、例えば海外ではTPPをやっても、フランスなりアメリカあたりでもですね、現状をいいますと、農家に対する直接戸別補償という方式で農家を保護しているのですよ、そういう方法も考えられるわけで、このTPPに入ってから入らないからという話ではなくてね、そういう部分もあるのではないかとということで、国益を考えれば、今後まずやることは強い農業をつくることであり、なおかつまだ未確定な要因が多いのではないかとこの意見があるのですが、これに対していかがでしょうか。

議長（青木幸保君）

3番、阿部正人議員。

3番（阿部正人君）

これにつきましては、いずれ農業人口も減少している中でございますが、岩手県は農業県、それから平泉町も農業を振興、推進しているという観点から、多くの、今の賛同した方ももとより、農協初め私たちはこのTPP参加については強く反対をして、県民、町民、東北の、東北は工業国といってもまだまだ第一産業でございますから、これについて一生懸命取り組んでもらわなければならないなというところでございます。以上でございます。

議長（青木幸保君）

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

それでは、反対の意見の方から討論をお願いします。

2番、大内政照議員。

2番（大内政照君）

日本の人口は1億2,700万人といわれています。農業従事者が250万人、JAの職員が22万人、それですね、全体で考えるとやはり国益をまず考えていかなければならない。これは国と国との協定ですから、岩手県と他の国との協定ではありません。全体を見据えた上での協定ですので、

やはり国益優先でいけば当然私はこの意見書には反対したいし、やることがまず先にあると。長い間ずっと強い農業をつくろうとしているいろんな補助なり何なりしてきていても、ちょっとまだ不足している部分がある。それが今後また続けていけばいろんな意味でね、もう少し強い農業ができるのではないかな。

それから、交渉の過程がまだ未確定な要因がある。交渉事というのは1回交渉に入らないと中身が分からないというのがあるわけですね。だから交渉の中で不利なりうまくいかない場合は当然協定の交渉の中でやめることも可能であるし、そういうことも含めれば、やはり私はまだこういう反対する意見書を出す段階ではないのではないかと、まだ分からないことが多すぎるということです。

もしかしてこの交渉がうまくいけば、強い農業も実現できるし、国全体としても栄えていくだろうというのはあるわけですので、まだ意見書は時期が早いのではないかというふうに思います。以上です。

議長（青木幸保君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

7番、小松代智議員。

7番（小松代智君）

私も名前を連ねておりますので若干申し上げたいと思いますが、先程2番議員が質問したのは、GDPからいくと0.5%、前原さんが前言ったように0.5%という本当に低い金額であります。ただ、そういう面でも食料は、そういうことだから農業を全部やめていいのかと、国の基幹である食料を保持しないで栄えた国はないといわれているのですね、ですからこの中にも出ているように、今40%たらたらの自給率が13%になる。北海道は潰滅する、東北も潰滅するという状態で、では0.5%だから工業全部やって、みんな食料を買って食えるかということ、今の世界情勢からいけば食料を買えないのですね、金を幾ら出しても買えないという実態が出てきております。気候変動もありますし、干ばつとかいろんな面があります。そういう面で食料を確保するということがいかに大事かということが分かります。

それで今言われたように、交渉に入る前に判断できないのかどうかというのが、今、安倍総理を含め明日判断をすとか何とかという切羽詰まった段階で出てきているわけですが、自民党、公明党もずいぶん躍起となって討議している段階の本当に主要議題がそこですね、入る前に分かるのか分からないのかという話が今討論されているわけでありまして。しかし、つぶさに検討してみると、入る前にも分かるのですね、例外なき関税だといっているわけですから。これはオバマ大統領と安倍総理が宥和に会話をしたといいながらも、今度アメリカの議会というのがあってね、そこにはまた強硬な姿勢があります。そういう意味ではほとんど例外なき関税を通されるということになれば、今おそれているほとんどのものが関税なしという形で輸入されてくるということで、日本の工業なり、ここに書いているとおり医療なりね、諸々の21品種といいますか、そういったところが全部自由化されるということで、アメリカに支配される格好にならざるを得ないという実態があるわけです。

これは入らなくても分かる、予想されるというのが、もうみんなの大多数の意見ということになっているわけですから、そういう意味では今これに入るべきではない。ましてや情報が入ってきていない。きちんと安倍総理だっちはっきり言ってないですね、何が例外だとか何とかということも言っていないということになれば、私はこの議会として反対の意思表示を今こそ出していくべきだということで私は賛成します。終わります。

議長（青木幸保君）

次に、原案に反対の発言を許します。

5番、高橋幸喜議員。

5番（高橋幸喜君）

以前この問題について出された時、私は反対しました。というのは、やはり参加しない方が、前回いづれそういうことで、今回私はあれ以来いろいろ国内では様々なことを想定して、いろいろこういった法を改正しようということが随分論議されてございます。例えば農業問題についてもやはりロシア方式をとろうと、TPPがもし決まるとなれば農地法も改正しなければならない。せめて自分の食べるぐらいは自分でつくれるような農地法を改正しなければだめなのだと、こういったいわゆるロシア方式、そういったこともいろいろ検討なさっていると。

私は、ですから入らなければ、とにかく行って話す、同じテーブルにつかなければどういふものかというのはよく見えてこない。とにかく同じテーブルに、この東南アジアの人たち、あるいはTPPの今参加国の人たちと、とりあえず同じテーブルについて話をすることによって、それからでも、中身が見えてくれば、はっきりした想像ではなくて中身が見えてきた時点でそれから国内で騒いでも、決して他の方でも理解してくれるだろうと、私はこういうふう思うのですね。

とにかくテーブルについて一緒にやっつけよう、こういう姿勢を関係各国に見せないと、これからこういう大きな問題があった時にも声かけられないのではないかと、逆に。一番最後にかけるのではないかと、その前の相談もかけられないのではないかと、こういったふうになるのではないかと思いますし、今いろいろ尖閣問題なんかでも騒いでいると、そういった人たちの関係各国の人たちも一緒に今同じテーブルで話をしようとしている時です。ですからそれらの問題、別にTPPに入ったからといっても守ってくれるわけではないですけども、関係各国とのTPPも含めたいろんな連携も必要だと、だから話もするし仲良くもしなければだめなのだと、こういったことで私はこの本案については反対だと、こういうことでございます。以上です。

議長（青木幸保君）

次に、原案に賛成の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議長（青木幸保君）

それでは、次に反対の発言を許します。

（「なし」の声あり）

議 長（青木幸保君）

それでは、これで討論を終わります。

これから発議第3号、T P P協定交渉への参加に反対する意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 多 数 ）

議 長（青木幸保君）

挙手多数です。

したがって、発議第3号、T P P協定交渉への参加に反対する意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

議 長（青木幸保君）

以上で、本定例会に付議された全ての議案が議了しました。

閉会宣言をします。

ご起立願います。

これをもって、平成25年第1回平泉町議会定例会を閉会します。

ご苦勞様でした。

閉会 午後4時37分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平泉町議会議長 青 木 幸 保

署名議員 佐々木 雄 一

同 千 葉 勝 男